

河合町議会会議録

令和5年 9月12日 開会

河合町議会

令和5年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （9月12日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
梅 野 美智代	3
杵 本 貴 司	23
杵 本 光 清	45
中 山 義 英	48
坂 本 博 道	77
○散会の宣告	104
○署名議員	105

令和 5 年 9 月 1 2 日（火曜日）

（ 第 2 号 ）

令和5年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和5年9月12日(火)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	杵本貴司	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	疋田俊文

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	森川喜之	副町長	佐藤壮浩
教育長	上村欣也	企画部長	森嶋雅也
総務部長	上村卓也	福祉部長	浮島龍幸
環境部長	石田英毅	まちづくり 推進部長	福辻照弘
ファシリティ マネジメント 推進室長	中島照仁	総務部次長	小野雄一郎
福祉部次長	佐藤桂三	教育委員会 事務局次長	中尾勝人
教育委員会 事務局次長	小槻公男	政策調整課長	岡田健太郎
安心安全 推進課長	川村大輔	財政課長	松本武彦

管財課長	西村直貴	住民福祉課長	古谷真孝
福祉政策課長	浦達三	子育て支援課長	明平直美
環境対策課長	内野悦規	環境整備課長	松村豊範
まちづくり推進課長	杵本幸史	地域活性課長	吉川浩行

会議に従事した事務局職員

局長心得	高根亜紀	主事	平井貴之
------	------	----	------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和5年第3回定例会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきますので、その後30分過ぎて発言を続けた場合は終わらせていただきたいと思います。

本日は質問第1番目から5番目までの方です。

それでは、質問を許します。

◇ 梅 野 美智代

○議長（疋田俊文） 1番目に、梅野美智代議員、登壇の上、願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

（3番 梅野美智代 登壇）

○3番（梅野美智代） 皆さん、おはようございます。

議席番号3番、梅野美智代です。

本日は念願の一番くじを引きまして、1番に一般質問をさせていただきます。

また、本日は、上牧町のフリースクールの視察の際にお世話になりました上牧町議会の遠山議長が傍聴にお越しくださっています。ありがとうございます。

それでは、通告書に基づき一般質問をいたします。

1つ目、災害時における避難について。

災害時における高齢者や障害者等の避難時の移動手段について。

台風や大雨の災害時においては、役場からの警報等に基づき、速やかに安全な場所に避難することが重要であります。

しかし、高齢者や障害をお持ちの方など、いわゆる避難行動要支援者の方々は、速やかに移動することは難しく、過去に全国で生じた水害においても多くの方が被害に遭われています。高齢者や障害をお持ちの方が、災害前の避難に対し、自宅から福祉作業所までが遠いといった理由や、足腰が弱くなり歩行に不安を感じる方などが、福祉避難所を開設しても行くことができなかつたと聞いております。本来の役割である福祉避難所は、高齢者、障害をお持ちの方など、特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるために設置されているところだと思っておりますが、残念ながらそうはいかなかったようです。

また、今回の台風で避難所を開設された際に、食料、飲料等、必要なものはお持ちくださいと放送がありましたが、重い荷物を持参し、豆山の郷の福祉避難所まで高齢者や障害をお持ちの方がどのようにして行けるか、不安を抱えての問合せが多数ありました。移動手段として、近所の住民同士が助け合い、送迎されているところもありますが、そうはいかないのが現実です。また、各地区にある身近な避難所は開設されず、福祉避難所のみでした。

このようなことから、これから台風シーズンが本格的に訪れる前に、今後の対応や課題を整理し、また、移動の体制を町としても構築し、避難したい方々が孤独に台風が過ぎ去るのを待ってもらうのではなく、少しでも安心してできるように検討していただきたく質問させていただきます。

災害時における高齢者や障害者などの避難時の移動手段、食料などの備蓄品について、本町の考えをお聞かせください。

2つ目、小中学校の教育体制について。

昨今、日本の教育現場において、いじめの認知件数の増加、不登校児童数の増加、ヤングケアラーなどの問題が取り沙汰されています。いじめの認知件数については、コロナ禍で休校の続いた令和2年度のとおり、平成25年度より年々増加し続けており、中でも注目すべきは、いじめ防止対策推進法で規定されている第1号重大事態、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるいじめの件数が大幅に増えている点で、いじめがより根深く深刻なものになってきていることの表れであると

思います。

厚生労働省の発表によると、昨年度1年間で自死を選んだ児童生徒の数は512名にも上り、500名を超える過去最多の人数となっている現実があります。

また、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供たち、ヤングケアラーについても、令和2年に厚生労働省が行った調査、ヤングケアラーの実態に関する調査研究によると、公立中学校の生徒約17人に1人が世話をしている家族がいると回答。1学級につき1から2人のヤングケアラーが存在している可能性があることが分かりました。責任や負担の重さにより学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。ヤングケアラーの子供たちは小さい頃から親や家族のケアをしていることが多いので、それが当たり前の生活になっていることから、負担や不安を自分から発見・発信することができない子が多くいるようです。

また、不登校児童生徒についても、令和3年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、小中学校合わせて全国で約24.5万人に上り、過去最高となりました。かつ、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小中学生が46万人となっており、これは喫緊の課題だという認識の下、今年3月31日の文部科学省通知、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について、通称COCOLOプランが取りまとめられました。一部、参考資料としてお配りさせていただきます。

こういったいじめ、ヤングケアラー、不登校児童の問題を踏まえ、誰一人取り残さない教育を推進するための子供の居場所づくりの視点から、学校の教育体制について3点質問させていただきます。

まず、このようないじめ、ヤングケアラー、不登校児童の問題について、町長はどのような認識をお持ちでしょうか。考えをお聞かせください。

次に、不登校児童の居場所づくりに当たり、フリースクールの設置について、前回の一般質問で上牧町のフリースクールの事例を参考に質問させていただいた際は、候補地を検討し、情報収集に努めるという回答でしたが、その後どのようにお考えでしょうか。

最後に、特別支援教育の環境整備について、現状と本町が認識している課題、特別支援教室の整備及び通級指導教室の設置に係る今後の方向性について教えてください。

以上、再質問は自席にて行います。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私からは、災害時における高齢者や障害者等の避難時の移動手段及び備蓄品等について回答いたします。

直近の対応事例では、6月2日の梅雨前線に伴う大雨時に避難所を開設しました。その際、高齢者や移動が困難な方について、一部職員で送迎し対応しました。しかし、原則は自ら避難していただく自助、地域コミュニティーの力を借りる共助の順で対応していただくことが前提になります。今後の対応においても、町は災害のオペレーター役としての重責を担うことになり、多くの職員がその対応に忙殺することになります。移動については、状況等によっては職員も含めた臨機応変な対応は可能となりますが、災害の規模によって職員による移動の確保が困難な状況等発生する可能性があり、重要な課題の一つと認識しております。

また、障害者についても、障害の状況に応じて対応しなければならないと考えております。町だけでの対応には限界があることを町民の皆様にも認識していただき、地域コミュニティーの力による支援策を具現化するよう誘導していきます。

備蓄品等の配布については、基本的には避難時に食料や飲料水等準備し避難してもらうよう周知しています。避難者の物資状況や避難生活が長期化するような状況になれば、町保有の備蓄品を提供することも視野に入れ、対応していきたいと考えております。

以上です。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 梅野議員のご質問にお答えをいたします。

私に対する質問は、ヤングケアラー等に関する意見ということで、1つ目の日本の教育問題になっているいじめ、不登校、またヤングケアラー等については、年々増加状況にあると認識をいたしております。

いじめ問題についてですが、河合町いじめ問題対策連絡協議会を開催しており、河合町いじめ防止基本方針に基づき対応しているところでございます。重大な事態は発生しておりませんが、いじめアンケートやいじめモニタリングシステムを活用し、情報把握を行い対応しております。

次に、不登校についてですが、学校の対応として、家庭訪問はもちろんのこと、保健室や会議室、また、放課後登校ができるような体制を各学校で行っております。適正指導教育やフリースクール等の設置も並行して検討しているところであります。

次に、ヤングケアラーについてですが、中学校を対象にアンケートを実施しています。令和4年度は13名の生徒が負担に感じていると回答がありましたので、学校を通じて聞き取りを行い、対応しているところであります。ヤングケアラーについては、周囲の大人も気づきにくい特徴があるので、早期発見、把握に取り組んでまいります。

以上です。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 私のほうから、2つ目、小中学校の教育体制についての2つ目、フリースクール設置についての答弁をさせていただきます。

6月議会のときにもご質問をいただき、市レベルでの自治体が独自に適応指導教室を実施しているところがあり、上牧町では令和4年10月から官民協働でフリースクールを設置しておりますので、この秋頃に、教育委員も交えて一緒に視察を含めて情報収集に努めたいと考えております。

3つ目のご質問でございます。特別支援教育の環境整備についての1つ目、現状と課題についてでございます。

近年、小学校や中学校に設置された特別支援学級へ入級する児童生徒は増加傾向にあります。河合町においてインクルーシブ教育を推進し、障害のある子供と障害のない子供の両者が共に学び、経験を共有することで、お互いを尊重し、多様性を受け入れることの大切さや豊かな人間性の育成につなげているところでございます。

それぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうかを最も本質的な視点であり、そのために環境整備が必要だと考えております。

今後は関係機関との連携を強化し、専門的な教員の配置、多様で柔軟な仕組みを整備し、切れ目のない継続的な支援を行うことが重要であると考えています。

次に2つ目、今後の方向性についてですが、今年度から教育支援ソフトを導入し、児童生徒のアセスメント、個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用し、学びの教材、学びの研究動画等にも力を入れております。通級指導教室につきましては、河合町のペガサス教室の教員が巡回して、上牧第2小学校で指導している児童が4人、河合第2小学校で指導している児童が3人、河合第1小学校で指導していただいている児童が1人、合計8人が通級指導を受けている状況でございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、災害時における避難について再質問をさせていただきます。

今回、福祉避難所を開設されましたが、各地区にある避難所はどのようなときに開設されるのですか。また、その判断は誰がするのですか。本来は、第1避難所を開設して、そこでは支障を来す要配慮者が福祉避難所に移送すると認識しています。原則は自助ならば、各地区にある避難所を開設すれば、高齢者の方も行きやすいのではないのでしょうか。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ご質問ありがとうございます。

まずは、先日の台風7号の対応ですけれども、まずは自主避難所として豆山の郷を開設したといったところで、自主的に避難されるといった方の対応になります。これで災害がひどくなるような状況になれば、前回の梅雨前線の大雨のときですと、土砂災害警戒レベルがすぐにもうレベル4になったといったところで、各避難所、開けるといったところもあったんですけれども、広域ということで一小と、星和台の集会所と開設して対応したといったところで、今後においては、もちろん議員おっしゃるように、各集会所についても開設して対応していかなければならないというところで、地域のコミュニティー力をお借りしながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、河合町総合防災訓練を過去にしていますが、コロナ禍で4年ほどできていないように思われます。職員も住民との対応に戸惑わないように開催するべきだと思いますが、今後どのようにお考えですか。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ご質問ありがとうございます。

総合防災訓練につきましては、平成25年から平成30年度まで6回実施しました。現在の防災の中心となる成人以上の年齢層へ防災の意識が浸透し、防災力強化に一定の効果をもたら

したと認識しております。

そこで、課題として、地域防災力の大きな担い手である若い世代、子供たちの参加が少ないということが挙げられました。そこで、次のステップとして、その課題に対応するため、防災キャンプを計画しました。それ以降はコロナ禍の影響もあり実施には至りませんでした。今年度は河合町防災ネットワーク加入の防災士が中心となり、子供たち及び親世代に防災は身近なものと感じていただけることが防災力につながると考えておりますので、総合防災訓練から防災キャンプへ移行したといった形になっております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

それでは、職員を交えての避難訓練は行わないのでしょうか。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ありがとうございます。

職員の訓練につきましては、毎年出水期前に災害体制のマニュアルの確認や防災士の取得案内、新規採用職員へのレクチャー、防災士ネットワークでの参加の促進を図っています。

また、実働を踏まえてフィードバックして、災害対応を見直しておるところですけれども、先ほど防災士ネットワークということで、そちらのほうでも総合的な防災訓練を企画立案していただこうと考えておりますので、職員も含めた、そういった防災訓練を今後考えていきたいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それはすごく重要なことだと思うので、やっぱり職員や住民さんの意識も、それをすることによって変わると思いますので、職員もちょっと認識不足のところがある今回あったかと思えます。4年間抜けているということで、新人の職員さんも分からないことだろうし、やっぱり実際に訓練をしないと、いざというときに絶対戸惑うと思うんです。だから、今後そういう計画もぜひやっていただきたいと思えます。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ありがとうございます。

住民さんのコミュニティー力をお借りしながら、協働でそういったことを企画立案していきたいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

それと、先日、福祉避難所に避難されたときに、食料を持ってこられなかった方の把握はできていますか。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 全ての方が持ってきている、持ってきていないといった形の確認はちょっとしていません。

ただ、手ぶらで避難された方も一部いてました。ただ、避難時間が5時半から9時半ということで、手ぶらで避難された方については食事を済まされて避難された方だと認識しております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） そういうところもやっぱり把握しないといけないと思います。実際に持っていきたくても急なことだったら買物もできないし、持っていけなかった方もいると思うんです。その辺はやっぱり職員さん、その現場におられる職員さんが配慮して、聞いてあげて備蓄品を配るとかされたらよかったかと思うんですが、いかがでしょうか。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ありがとうございます。

議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、基本的には食料や飲料水等は持参していただき、持ってきていない方については、避難時間とか災害規模を加味しながら確認して対応していきたいと考えております。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 基本的には分かりましたが、そのときに避難された方の声としまして、職員さんに聞いてもちょっと対応が分からなかったりとか、だから、そういうところを踏まえて、やっぱり訓練は必要だなと、やっぱりリーダーを決めて、指導する方が必要だと思います。備蓄品もあるので、置いておいてもらって、使わなかったらそれでいいんですけども、必要な方に配ってあげたらいいと思います。

それと、先日、災害時におけるキッチンカーによる物資供給に関する協定を結ばれましたが、そのキッチンカーはどのような災害のときに来ていただけるのですか。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 基本的には避難生活が長期化した場合を想定して締結しております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） では、今後の課題を整理して、例えば皆さんで知恵を出し合って、コンビニと連携して協定を結び、商品を持ってきてもらって販売するとか、災害想定区域、浸水想定区域をワゴン車でピックアップして回るとか、いろんな対策を考えて、河合町だからできるということを、職員さんの力を発揮していただきたいと思います。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ありがとうございます。

すぐに方針を示すということはなかなかできませんけれども、そういったことも検討しながら、今後対応していきたいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。そういういろんな不安や不満の声を聞いていますので、今後できる範囲で対応していただけますようよろしくお願いします。

次に、再質問、教育体制、教育問題についての認識について質問させていただきます。

河合町いじめ防止基本計画に基づき対応しているとのことですが、学校の対応はどのようなになっているのでしょうか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） ありがとうございます。

河合町いじめ防止基本計画を令和5年1月に改定をさせていただきました。各学校が独自のいじめ防止基本方針を定めたところでございます。全ての教員が、いじめはこの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめの問題に全く無関係な子供はいないと基本認識を立てながら、いじめのない学校づくりを目指しているところでございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それではヤングケアラーについて、どのようなことで負担に感じている児童生徒がおり、学校はどのように対応をされましたか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 中学生を対象にこのヤングケアラーのアンケートを取ったところではございますが、生徒が答えていることで多かったのが、家事、きょうだいの世話、外出の付添いといったところでございます。家事やお世話をする中でどのようなきつさを感じているかの問いにつきましては、「時間的に余裕がない」が多く、また、家事やお世話をする中でどのような困り事や不安があるのかについては、「睡眠が十分に取れない」、また「自分の時間を取れない」などの意見がありました。

こちらを県に提出させていただいて、その県からの指示の下、13人に対して面談を行い、その結果、関係機関につなぐような案件はなかったということで確認をさせていただいております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。またそこから、お世話の負担から学校へ行け

なくなったりすることもあるので、引き続き見守り支援をお願いします。

次に、フリースクールの設置について。

以前の一般質問において、不登校児童がコロナ前と後を比較すると2倍に増えているというお話を伺いましたが、令和5年度の状況はどうでしょうか。前回の質問時においては、年度当初であるためはっきりしていないということでしたので、分かる範囲で教えてください。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 不登校の人数、こちらにつきましては、学校から確認させていただいた人数ということで、1学期の人数になります。令和5年度の小学生が3人、中学生が13人ということで、30日以上欠席の人数ということでございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 1学期のみの数字なので推移は分かりませんが、今後も引き続き調査を進めていただければと思います。

フリースクールについては、前回、町長より旧第3小学校跡地の工期が未確定であるが、ほかの施設も踏まえて実施を検討するという回答をいただいていた。開校場所についてはどのようにお考えでしょうか。何か変わりはありましたか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） ありがとうございます。

現時点では、学校外に設置をするか、学校以外の場所で設置をするかというところで、校長先生を交えて相談しているところでございます。

通所を希望する不登校の児童生徒、教育支援センター、適応指導教室になるんですけども、教育支援センターを運営する予算、また場所の情報を今集めているところでございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 開催場所について、町長は現在どのようにお考えでしょうか。

○教育長（上村欣也） 議長。

○議長（疋田俊文） 教育長。

○教育長（上村欣也） 不登校や登校しても学校に入れない児童生徒につきましては、全国的に増加傾向がございます。この問題解決のゴールは、学校へ来て、一緒に教室入る、それだけが解決ではなく、本当の解決というのは社会的自立であると考えております。そのことを念頭に置きまして、上牧町ではフリースクールの設置、大淀町では、町独自で適応指導教室を実施されております。町教育委員会としましては、先ほど次長も申しましたとおり、そちらのほうを視察させていただいて、情報収集、それと課題等の解決に努めたいと考えております。

今後の設置場所につきましては、総合的に検討したいと考えております。

以上です。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） ただいま教育長から答弁がありましたように、総合的に検討する必要があると思いますが、旧第3小学校の活用の際における参考といたしまして、今後しっかりと検討させていただいて、まずB棟、C棟、今後の活用も踏まえて、そちらのほうでも検討していきたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、町長に今お答えいただいたように、旧第3小学校をもし活用される場合には、ぜひよろしく申し上げます。

次に、冒頭にもお話ししましたが、参考資料にあるように、令和5年3月31日に文部科学省は、誰一人取り残さない学びの保障を社会全体で実現していく不登校総合対策COCOL Oプランを発表しました。

主な取組内容の一つに、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることが挙げられています。その中で、文部科学省は、教育支援センターの設置促進や機能の強化をうたっていますが、本町において、現時点では教育支援センターの役割を持つ機関はあるのでしょうか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 河合町におきましては、教育支援センターの役割を持

つ機関といったところはありません。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ないということで、前回の一般質問でお話しさせていただいた上牧町のフリースクール以外に、奈良市においてもこの教育支援センター機能を持つ公設フリースクールが、この4月に開設されました。

国においても、教育支援センター設置促進を目的に、新設自治体に必要経費を補助するための補助金として、来年度予算案で5億円を計上する予定であることが、先日メディアで放送されていました。こういった補助金を活用することも検討されてはいかがでしょうか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） ありがとうございます。

上牧町はフリースクールを開設されまして、奈良市におきましても今年度2か所目を設置したということでお聞きはしております。体験学習などを多く取り入れて、また 구글ミート、オンラインを活用しながらという学習支援を行っているようなことも聞いております。

ご質問いただきました補助金につきましては、学校内での空き教室活用を行いながら、教育支援センターの設置が決まった場合につきましては、補助の申請、今後行っていったらというふうに考えております。現時点での補助金の申請の予定につきましてはございません。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、学校内で教育支援センターの設置が決まれば、速やかに申請を行っていただきたいと思います。

もう一点、教育支援センターの促進と並んでうたわれている不登校特例校の設置促進についてもお尋ねします。

令和5年2月時点では21校が指定されているようですが、国は今後、全国で300校程度まで増やす方針を打ち出しています。奈良県では唯一、大和郡山市のASUが指定されているようですが、今後、不登校特例校として指定していく考えはありますか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） ご指摘いただきました、お話しいただきました県内の不登校特例校につきましては、大和郡山市が平成16年4月に開校されております。不登校児童生徒の学習の場として設置をされておりました、学年を超えた習熟度別指導といった形で、児童生徒の興味関心に応じた多様な体験活動を行っているということで聞いております。電話もさせていただいたこともございます。

しかし、河合町独自の特例校の設置というところは、今のところ検討していない状況でございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、不登校特例校の設置促進において、国は既に令和5年度の予算として、不登校特例校の設置準備に関する支援に9,800万円を計上しております。不登校特例校の設置検討や準備に係る協議会の設置、また、プレイルーム設置に係る備品の経費などに対して、1団体当たり2年の準備期間において、各年度500万円を上限とした補助金を出すことを明確にしています。国3分の1、都道府県3分の2、こういった補助金等も活用していけばよいと思います。

近年は校内フリースクールのような事例もあるようですが、本町の学校の規模や学校敷地内にあることによるデメリットなども考えて考慮すると、旧第3小学校跡地へのフリースクールの設置が望ましいと考えますので、前向きに検討をお願いいたします。

次に、特別支援教室の環境整備について。

保護者から一人一人の対応に不安を感じていると聞きますが、教育支援ソフトの導入をしたことで、どのような変化がもたらされたのか教えてください。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 今年度からLITALICO教育支援ソフトということで導入させていただいております。さらに、児童生徒の一人一人の障害の状況や程度、特性及び心身の発達段階に応じた授業が行えるようにと、学びの場がふさわしいかどうか、その児童生徒の教育的ニーズが大前提ということになりますが、通級による指導の実態形態を、

そのソフトを使いながら決定しているところでございます。

保護者の思いを受け止め、共感的理解に努め、通常の学級での学習から一部特別な指導を必要とするかなど、指導方法を特別支援コーディネーターや特別支援学級担任が保護者の思いを聞き取り、学期ごとに個別の指導計画を作成しているという状況でございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 以前も質問しましたが、インクルーシブ教育の名の下、交流学級に在籍する時間が長く、個に応じた支援がなおざりになっていないか懸念している。令和3年度の調査を受け、文科省では、特別支援学級に在籍する児童生徒は、週の授業時数の半分以上を目安とし、支援学級で学ぶことを求める方針を打ち出しましたが、本町における特別支援学級の方針として、文科省の通知どおり、週の授業時数の半分以上を支援学級で学ぶことのできる体制が取られているのでしょうか。

また、個別支援計画に基づいた個に応じた学習指導がきちんと行われているのでしょうか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 先ほどの質問と少し重複するところもございますが、保護者の思いを聞き取りながら、学期ごとに個別の指導計画を作成しているという状況でございます。

大事なのは、その子にとって学びの場になっているのかどうか、なっているのかどうかをきちんと保護者に確認を取りながら、半分以上の抽出という形を取りながら、特別支援教室での学習指導を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。しかし、中には思いが伝わっていないこともあるようなので、再度、保護者との面談を強化していただきたいです。先生方にもその辺の気配りをよろしくお願いします。

次に、通級指導教室についてですが、北葛城郡で始まった通級指導教室も、現在は王寺町、広陵町も独自で開設し、本町のみとなっています。

年々増え続ける発達や言語、身体などに困難を抱える子供たちに寄り添っていける環境整備が今後ますます必要になってくるため、数年先までビジョンを持って、町内で、かつ自校で通級指導教室を開設する準備を進める必要があると考えますが、独自で設置する考えはありますか。

また、中学校については現在設置されていないのでしょうか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 現時点での回答となりますが、小学生8人の通級指導を行っておりまして、上牧町のペガサス教室に行ったり、各学校で訪問に来ていただいたりというところがございます。

河合町は、近隣と比べて人数が少ない状況でございます。令和4年度、負担金として上牧町と共同で通級指導教室を開催させていただいておりますので、約22万円の負担金を支払っているところでございます。

中学校につきましては、現在設置のほうはしておりません。しかし、北葛の状況でございますと、少数ですが希望者がいて、設置を始めているということをお聞きしております。通級指導教室を設置する、これちょっと王寺町の話になるんですけども、最近設置されたということで、200万円程度の経費が必要になっているということで、毎年継続的な予算を伴っているという状況でございます。

こういったお金のことも含めてなんですけれども、学校と相談しながら、必要な生徒がおりましたら、状況に聞き取りをしっかりとさせていただきながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 通級指導教室を設置するに当たり200万円がかかるということですが、内訳を教えてください。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） この200万円の内訳につきましては、もうほとんどが人件費でございます。人件費が130万円、また、新設というところもございまして、備品で

あたり消耗品で70万円がかかったということでお聞きしております。

今年度2年目という形になるんですけれども、人件費は変わらないですけれども、備品であたり消耗品は20万円程度で済んでいるという確認をさせていただいております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 人件費が130万円ということですが、なぜそんなにかかるのでしょうか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） まず、通級指導教室を設置するに当たって、県のほうから人数に合わせて先生の派遣がございます。ただし、その先生の派遣が大体13名に1人程度の先生がつくというふうなことになりますので、1人、2人の対応でしたら、なかなか県のほうも補充がない状況も考えられます。そういった中で、町独自のサポート役というか、支援をしながら、また、先生を確保しながら通級指導教室を充実させているというところがございますので、人件費がかかるという状況でございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 私も調べさせてもらいましたが、平成29年4月1日に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正で、通級による指導のための基礎定数が新設され、次長がおっしゃったように、児童生徒13人に1人の割合で教員が配置されるようになりました。これを活用して県費の教員を配置してもらうことができれば、人件費は必要ないのではないのでしょうか。香芝市や生駒市などでは奈良県の教諭が通級指導を行っているため、県費で賄われていると聞いています。また、新たに教室を設置しなくても、今ある空き教室を活用すれば消耗品費などは抑えられるので、お金のかからない方法は幾らでもあると思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） ご質問ありがとうございます。

そうですね。先生の派遣につきましては先ほどお答えさせていただいたような形であります。ただ、1人、2人という場合では先生も派遣されないという状況も県のほうでは確認をさせていただいております。開設して先生がいないという状況も考えられます。そういったところも含めながら、学校としっかりと相談をさせていただいて、学校の中で通級指導教室は対応させていただくこととなりますので、そういった意味でも、しっかりと人の確保、また、予算の確保というところで課題もございませうけれども、しっかりと取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） そうですね。学校のほうと保護者ともっと話し合ってもらって、実際に保護者のほうから通級開いてほしいという声を聞いていますので、実際に聞き合わせたら人数がもっといるかもしれないので、そういう点を踏まえてしっかり調査してほしいと思います。

それと、現在でも1小、2小を合わせて8名の生徒が河合町の通級教室を利用しているということです。自校に通級教室ができれば保護者の送り迎えも必要もなくなり、通級のハードルが下がるため、希望する児童が増えることが考えられます。相談窓口となる特別支援コーディネーターの先生がおられると思いますので、窓口となって積極的に相談を受け付け、必要に応じて巡回相談や通級指導教室の活用などにつなげることもできるのではないのでしょうか。

また、現在8名の生徒も小学校卒業で指導が終わるのではなく、中学校でも引き続き支援できる体制を整えることで、安心して通学できると思うのですが、これまで通級指導教室に通っていた子供たちは、中学校に入ったら通級指導教室がないということで、入学後どのように過ごしておられたのでしょうか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） ご指摘いただき、ご説明いただきました小学生につきましては通級を、上牧町ペガサス教室と合同でさせていただいております。

今まで河合町には中学校になってからの通級の希望者というのがおられませんでした。今、ご質問いただいたような形で、希望者がいるという状況で、また、学校のほうがそういった

部分で確認を取れましたら、この通級につきましては、市町村単位で設置をするというルールになっておりますので、一人でも通級に通いたいというふうなお話があれば、積極的に協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 中学生で通級の希望者がおられなかったということですが、実際に私のほうに通級欲しいという相談を私は承っているのですが、どういうふうに保護者に聞いておられたんでしょうかと思います。だから、やっぱりコーディネーターの窓口をしっかりと、もっとほかにも通級指導教室に通いたいという中学生もおられるかと思うので、その辺をしっかりと、もう一度改めて希望を募ってもらいたいと思います。

小学校で支援を急に断ち切るのではなく、中学校も見据えた段階的で継続的な支援体制を整える必要があると思います。そうすれば、中学校へ進級するときの不安も減り、本人も保護者も安心することができると思うので、中学校へも設置を考えてもらいたいと思います。ほかの学校で通級を受けておられて、河合町に転校してきて、河合町はないという声も聞きましたので、せっかく河合町に来てもらったのにすごく残念なことだと思います。でも、それは選ぶことができないので、ぜひ前向きにいち早く検討していただきたいと思います。

それと、人数が少ないから、低予算で上牧町に来てもらえるからと、いつまでも町独自で開設せずにはいけないと思います。年々増え続ける発達や言語、身体などに困難を抱える子供たちに寄り添っていける環境整備が、今後ますます必要になってくると予想されるため、小中学校を対象に、町内で、かつ自校で通級指導教室を開設する準備を進める必要があると思います。

何度も同じことを言って申し訳ありませんが、その辺は進めてくださるでしょうか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員、あと4分でございますので、また、まとめていただけますか。次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） そうですね。中学校でなぜやっていなかったかというところも各学校にまた確認をさせていただいて、希望者がある場合につきましては、もちろん通級指導教室というのは必要になってくるといふふうに教育委員会としても考えております。ですので、通級指導教室、上牧町と今させていただいているという、そもそも北葛みん

なでやりましょうというところから始まって、徐々に独自でやっていっているという状況でございますので、今8人だからいいというわけではございませんが、ペガサス教室を活用しながら、また、小学校のほうにも巡回という形で、移動しなくても来ていただいている状況まで今たどり着いておりますので、そういった部分もしっかりと活用しながら進めていきたい。また、中学校につきましては、希望者があればというところで、今もあるという情報もいただきましたので、そういった部分を学校もしくは教育委員会で確認しながら、設置をするかどうか進めていけたらと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

子供たちにとって今後の人格形成に大きな影響を及ぼす学童時期は、こうしている間にも刻一刻と過ぎていきます。特に不登校の児童生徒や支援を必要とする子供たちにとっては、この時期の人との出会いや居場所は、その後の社会的な自立に大きく影響することが考えられます。一日でも早く、子供たちの居場所となる通級指導教室やフリースクールを設置するためには、資格を持った教員の異動をはじめ、県の教育委員会と連携を図り、支援も受けながら取組を進める必要が出てくると思います。そのためにも、まずは本町で明確なビジョンを持ち、何年に通級指導教室を設置、何年にフリースクールを設置するといった具体的な目標を掲げ、県や国と連携を図りながら、計画を立てて一つ一つ進めていくことが重要になってくると思います。今後の計画についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（上村欣也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村教育長。

○教育長（上村欣也） 先ほども次長のほうが申しましたように、いろいろと学校の先生の配置とか、そういうことをもう少ししばらくしっかりと調べてさせていただいて、当然、こちらから県教委には、もう私どものほうからこういうご考え方があると、町の教育委員会の方針をちゃんと伝えてしますので、何年というプランは今すぐにはお答えできませんが、速やかに進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。あと3分ですので、よろしくをお願いします。

○3番（梅野美智代） はい。そうしたら、また県の教育委員会のほうにもそういう専門の資

格を持った先生をこちらのほうに異動していただき、予算を県費で賄えるような運営をしていただければお金もかからないと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（森川喜之） はい。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 今、教育長が述べましたように、様々な方がおられます。また、その子供さんたちの今後の育成を考えながら、しっかりと対処していきたいなど、そういう考えを持っております。どうかよろしく願いいたします。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 町長のお言葉、ありがとうございます。

ぜひ一日でも早く、本町における誰一人取り残さない教育を推進するための子供たちの居場所づくり、ビジョンを明確にし、フリースクールや指導教室の設置、特別支援教育の環境整備を進めてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（疋田俊文） これにて梅野美智代議員の質問を終結いたします。

◇ 杵本貴司

○議長（疋田俊文） 2番目に、杵本貴司議員、登壇の上、願います。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

（1番 杵本貴司 登壇）

○1番（杵本貴司） 議席番号1番、日本維新の会、杵本貴司でございます。

今回、住民の皆様は、これから河合町に期待する思いにしっかりとお応えできるような質疑をこれからしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

私からは質問事項が5点ございます。質問の背景等も含めましてご説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の質問でございます。

県職員の派遣についてお伺いいたします。

現在、河合町は、町民の皆様誰もが承知のとおり、財政状況が特に深刻な自治体の一つに挙がっております。森川町長は、選挙の公約に財政再建を大きな柱として掲げておられます。就任されて間もなく、5月の臨時議会では、自らの給与の3割カット、退職金をゼロにするという強い決意を持った議案を提出され、議会で満場一致の同意を得て可決されました。

そして、町長としましては、奈良県に対しまして、県との連携を密に行いながら河合町の財政再建に取り組んでいく、そのことの必要性を、町長自身、県に訴えまして、今回合意をいただき、今回の佐藤副町長の職員派遣が実現いたしました。

今回の就任には、住民の皆様も町の再建へ向けて大きな期待を寄せられております。そこで、改めて森川町長に、県職員派遣について、経緯や今後の方針等をお伺いいたします。

続きまして、2つ目の質問のテーマでございます。老朽化した町内教育施設の維持管理の方針についてお伺いいたします。

先日8月3日に、町内の学校施設の視察に、町長、教育長、議長をはじめ議員の皆様と視察に行かせていただきました。前回の岡田議員の一般質問でもありましたとおり、以前から各PTAからの継続した要望を、私もPTAの一員として継続してお伝えしてまいりました。学校施設の老朽化は、子供たちの命を守る安全対策の面からも、最重要課題として教育現場で把握されていると思います。特に、各校の外壁、雨漏り、トイレの洋式化、2小についてはプール跡の危険箇所が、子供たちの安全面、健康面から深刻な問題となっております。

そこで、教育長にお伺いいたします。前回の視察を受けまして、今後の学校施設の老朽化の維持管理につきまして、どのような対応をお考えでしょうか。

続きまして、質問事項の3つ目のテーマでございます。通学路の安全対策についてお伺いいたします。

おとし、千葉県八街市で飲酒運転のトラックが下校中の小学生の列に突っ込み、児童5人が死傷した事故を受けまして、国が通学路を点検した結果、対策が必要とされた危険な箇所は全国で7万以上の箇所に入ったとお聞きしております。危険箇所は、見守り活動や安全教育などの学校や教育委員会によるソフト面の対応が必要な箇所、そしてまた一方では、歩道整備、防護柵等の設置、ハード面の対策が必要な箇所がございます。

そこで、現在の危険箇所の把握方法、対応経過と、子供の登下校中の交通事故や体調不良等を訴えた等の報告件数についてお伺いいたします。

続きまして、4つ目のテーマでございます。待機児童の現状と今後の方針についてお伺いいたします。

国の調査などでも、共働き世帯は増加を続けていて、それに伴って女性の就業者数も増えております。当然、子供をこども園、保育園に預けたいという需要も増えてきております。

子供の数は減少しているとはいえ、今後さらに社会情勢の変化等により、待機児童の増加も予測されます。保育園の待機児童数について、河合町の現状と今後の予測や今後の計画についてご説明いただきたいと思っております。

続きまして、最後の5つ目の設問でございます。高齢者の買物移動支援についての現状と対応についてお伺いいたします。

少子高齢化社会の中で、今、深刻化している生活課題に買物弱者の問題があります。それは、高齢者が様々なハンディを抱えておられる方々が、移動手段を持たずに買物に行けないという状況のことです。この問題は過疎地にとどまらず、交通手段の比較的豊かな地方の市街地でも起きており、河合町においても例外ではございません。町の積極的な支援、協力が必要なのではないのでしょうか。

しかし、総務省の調査によれば、買物弱者の実態把握をしている地方公共団体は、約半数しかないと現状報告を受けております。河合町の現状はどのようになっておるのでしょうか。

以上、この5点についてご質問をお伺いいたします。再質問は自席にて行います。よろしくお願いたします。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 杵本議員のご質問にお答えいたします。

このたび、奈良県と締結し、職員の派遣に関する協定を結ばせていただき、本町が抱える多くの課題の中で最も重要で緊急性が高いものが財政再建であると考えております。集中的にこの課題に取り組むために、山下知事に対して、財政の分野に精通している県職員の派遣を要請し、実現したものでございます。

最初に協定内容の指示があったときには大変厳しい目標であるという印象を受けましたが、これまでのように財政改革を先送りすることなく、抜本的な財政再建を実現させるためには、どこかで覚悟を持って取り組む必要があることから、この内容に合意をいたしました。

今後につきましては、協定に定められた目標に達成するための見通しを立てることが最優先事項であると考えており、そのためにも県との連携を密に保ちながら、佐藤副町長はじめ

河合町職員が一丸となって取り組んでまいり所存でございます。どうかよろしく願いいたします。

○教育長（上村欣也） 議長。

○議長（疋田俊文） 教育長。

○教育長（上村欣也） 私のほうからは、学校の老朽化対策について回答させていただきます。

この件につきましては、8月3日に小中学校の老朽化している箇所を、議長をはじめ多くの議員の皆様にご視察いただき、暑い中本当にありがとうございました。

小中学校の施設、特に校舎等の老朽化が大きな課題となっており、建物部材の経年劣化は安全面や機能面でも不具合を引き起こす要因となることが考えられます。子供たちの安全確保はもちろんのこと、小中学校は地域の避難所となっており、地域の防災機能強化の観点からも早急に学校施設の老朽化対策に取り組む必要があると考えております。

改修の優先順位といたしましては、第2中学校の屋上防水及び外壁の改修、衛生面を考えますと、児童生徒、保護者からの要望が多いトイレの洋式化に取り組んでいきたいと考えております。

また、学校施設の長寿命化計画を作成いたしましたものの、河合町の将来人口と学校施設の課題、財政面での課題、学校施設の適正配置等、総合的に進めていく必要があると考えております。

児童生徒の減少が進む中、学校規模の適正化等については、再度検討する必要があると考えております。また、小中一貫校、義務教育学校なども視野に入れ、学校の適正規模、適正配置を進めるに当たり、検討委員会を立ち上げるなどして総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 教育次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 私のほうから3つ目、通学路の安全対策について答弁させていただきます。

通学路の危険箇所の把握方法につきましては、学校における通学路の危険箇所につきまして、地区役員を通してPTAが全体の取りまとめを行い、6月頃に町長や教育長に危険箇所の改善を求める要望書が提出されます。

また、地域の方々も担当課を通じて、危険箇所の改善要望が提出されております。

次に、その対応についてですが、PTAや地域からの危険箇所の要望を受け、教育委員会が取りまとめ、河合町通学路安全対策推進会議を開催し、河合町通学路安全プログラムに基づき、町長と教育長が中心に、関係団体及び関係行政機関並びにPTAが一体となって通学の改善・向上を図るとともに、交通安全及び防犯を徹底させた安全確保に万全を期しているところでございます。

会議の中で、危険箇所を共有した上で、西和警察署や道路管理者である高田土木事務所等により、本日合同点検を実施しているところでございます。

次に、子供の登下校中の交通事故及び体調不良者についてでございますが、登下校中の事故につきましては、ここ数年間ございません。体調不良者につきましては、こちらも特に大きな事案はございませんが、2年間の推移となりますが、小学校、令和3年度で14件、令和4年度で7件、中学校で令和3年度がゼロ件、令和4年度が1件となっております。登下校中の熱中症対策、これは各校で取り組んでいるところではございますが、少し増加傾向になっているといった状況でございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（明平直美） 議長。

○議長（疋田俊文） 明平課長。

○子育て支援課長（明平直美） 私のほうから、4点目のご質問、待機児童について回答させていただきます。

河合町には、私立保育園と町立のこども園がありますが、現在待機児童と定義されていまず保育が必要な状態にもかかわらず、保育園を利用できない子供はゼロでございます。また、隠れ待機児童と言われる子供は現在3名おられます。理由としましては、特定の保育園のみ希望されている。また、きょうだいと同じ保育園を希望するという内容になっております。

今後の予測についてですが、かがやきの森こども園では、令和2年開園から入園児も増えており、今年度4月には221名の在園児数となっております。保育が必要な子供も増えております。西大和保育園では、今年度4月には124名の在園児数となっております。少子高齢化が進み、出生数は減少しているものの、共働き世帯と女性就業率の上昇で今後も保育需要が大きくなっていることから、これからも保育入園希望が増えると予測しております。来年度につきましては、秋からの申込状況によりますけれども、年々厳しい状況にはなることが予想されます。こども園では239名まで預けられますが、保育士の確保が難しく、対人数の確保ができなければ、239名の保育は困難な状況になります。現在も募集しており、来年度

の採用も計画をしております。大変厳しい状況ですが、子供たちが安心して園生活を送れるように進めていきたいと考えております。

今後の計画としましては、令和7年度からの第3期子ども・子育て支援事業計画に向けて、ニーズ調査の準備を進めてまいりますので、調査項目など検討をしていく予定でございます。

以上でございます。

○福祉部次長（佐藤桂三） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） それでは、私のほうから杵本貴司議員の5つ目のご質問、高齢者の買物・移動支援についての現状と対応についてお答えさせていただきます。

社会福祉協議会の自主運営事業として、社会的弱者の移動手段の確保を目的に、福祉有償運送事業を実施しています。介護認定要支援1、2の方、総合事業対象者、障害者手帳などをお持ちの方が対象です。事業内容として、送迎範囲は奈良県内の病院と町内限定買物支援であり、実施日は、日曜、祝日、年末年始を除く病院送迎が毎週月曜日から土曜日、買物支援は木曜日と土曜日に行っております。

私からは以上でございます。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 私のほうからは、5番、高齢者の買物・移動支援について、買物弱者の現状の把握について答弁させていただきます。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくためには、高齢者の生活を地域で支える整備が必要であり、高齢者を中心とした食料品の購入や飲食に不便を感じる方、いわゆる買物難民、買物困難者、買物弱者と呼ばれる方が全国的にも増えてきており、食品アクセス問題として社会的な課題となっていることは認識しております。

しかしながら、ご質問のありました買物弱者等の現状把握については、福祉政策課としては今まで実施しておりません。

3年に一度実施する高齢者へのアンケート調査では、外出する際の移動手段や日常生活で助けてほしいことは何ですかなどで、高齢者の困り事の把握をしておりますが、買物弱者という掘り下げた調査はしておりません。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） いろいろ5点にまたがる、ちょっと多岐にまたがる質問で、一つ一つまたちょっと再質問させていただきたいと思います。

まず、質問1の県職員派遣についてのところなんですけれども、町長の県職員派遣に対する思いや方針について聞かせていただきました。私自身も財政再建に関しましては、甘い道のりとは考えておりません。町長、副町長、そしてはじめ役場の方々と私たち議会が一丸となって目標を一つに意見や知恵を出し合いながら取り組んでいく必要があると考えております。

そこで、佐藤副町長にも、河合町で財政再建だけではなく、ご本人のこれから目指される取組について、分かる範囲で構いませんので、お聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○副町長（佐藤壮浩） 議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） ただいま杵本議員よりご質問をいただきましたので、お答えいたします。

このたびの副町長着任に先立ち、県と市町村との間で職員の派遣に係る協定が締結されました。これは県内では初めてのことで、県の河合町に対する強い思いの表れであり、副町長に着任した私の責任は非常に大きいものと感じております。

9月1日の着任後、直ちに主要事業の現状などについて説明を受けましたが、財政再建の取組は私一人で進めるものではなく、町長の答弁にもございましたが、職員の力を借り町一丸で進めるものと考えております。

まずは、協定により設定された目標の達成を目指し、また、副町長として課せられた職務を確実に遂行するため、町職員や関係の皆様方の知恵を借り、私自身も知恵を絞りながら、縁あって派遣された河合町の未来が明るいものとなるために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） ありがとうございます。いかに、かつての豊かな河合町に取り戻していくか、そして新しい活気あふれる河合町に変革していくか。住民の皆様も最も期待されてい

るところでありますので、佐藤副町長、よろしくお願ひいたします。

副町長に申し上げますと、いろいろ財政難等で、いろいろ河合町大変なところもあるんですが、この河合町におきましては、この夏、大変喜ばしい話題も幾つかございました。河合第2小学校の児童が交通安全子供自転車全国大会で、奈良県代表として東京に行ったり、少し業務とは離れるんですけれども、全国観光庁野球連盟主催の全国大会に奈良県代表といたしまして、河合町の役場の職員の野球部の皆さんが東京での全国大会に出場され、河合町の名前を強く全国にアピール、PRできる話題もつくってくださっております。

私も住民代表の議員として、町をできるだけ盛り上げるような活動、取組もしっかりと行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、続きまして2つ目のテーマでございます。町内の教育施設の老朽化について、先ほど教育長にご回答いただきました。

教育長からは、計画に基づき、総合的にかつ早急に進めていく必要があるというようなご返答をいただきましたが、町内各教育施設の現状を、改めてちょっと把握するために、具体的に少し質問させていただきたいと思います。

1つ目は、各小中学校の設立年数、そして2つ目に点検・改修の経過について、そしてまた今後の計画、そして、さらに3つ目、校舎におきましてコンクリート等が崩落するような事故が今までなかったかどうか、以上についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） ご質問ありがとうございます。

まず、各学校の創立記念日に併せて、点検している、改修している経過についてお答えさせていただきます。

第1小学校の設立年数につきましては、古い箇所にはなりますが昭和59年で、築年数といたしましては39年となっております。高学年棟につきましては、平成15年に改築を実施したところでございます。19年経過しております。高学年棟につきましては、特に雨漏りがひどく改修を繰り返しているといった状況でございます。

第2小学校につきましては、平成30年度から令和2年度にかけて大規模改修工事を実施いたしました。また、旧プール等につきましては、町長の指示により現在水を抜いたという状況でございます。

第1中学校の設立年数につきましては昭和42年で、築年数といたしましては57年の建物となっており、修繕箇所につきましては多くあります。ただし、学校の要望全てというわけではなく、優先順位をつけながら予算の範囲内で実施しております。特に雨漏りがひどいといった状況にもなっております。

第2中学校の設立年数につきましては昭和49年でございまして、築年数が49年の建物となっております。特に劣化が激しい学校でございまして、昨年度、今年度と合わせまして外壁の一部補修を行わせていただきました。先ほどご質問いただきましたコンクリートが落ちてくるといったところはございました。しかし、子供に当たるとか、何々に当たるとかといった事故はございません。

続きまして、今後の改修計画についてでございますが、河合町長寿命化計画を作成させていただいております。今後の10年間ににつきましては、第2小学校の給食棟の改築で、プールの改築、第1中学校の校舎の……、すみません。プールは改修ですね、すみません。第1中学校の校舎の改築、第1小学校の大規模改修工事に取り組むといった計画をつくらせていただいております。

教育委員会といたしましては、命を守ることを優先し、第2中学校の屋上防水、外壁といった全面改修、また、児童生徒、保護者からの要望の多いトイレの洋式化につきましては、行っていけたらというふうに考えております。

先ほど第2中学校の屋上防水と外壁の修繕の費用につきましては、概算ではございますが、約4億円でございます。しかし、補助金の対象ではないといった状況でございます。また、トイレの洋式化につきましては、既に第2小学校は終わっておりますが、第2小学校を除いて全て3校を実施しますと約1億2,000万円、補助対象経費につきましては3分の1の補助がつくといった状況でございます。また、給食棟、こちらにつきましては約4億円という概算をさせていただいております。補助金につきましては3分の1ということでございます。

今後、大規模改修もしくは改築というふうなところが多くなってきます。参考になるかというところにはなりますが、王寺町が義務教育学校2校をされております。100億円かかっていると。上牧の中学校は統合するということもお聞きしております。それで1校50億円ということでお聞きしております。どちらも統合となりますので、補助金としては2分の1があるといった状況でございます。

以上でございます。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○1番（杵本貴司） 今いろいろ各学校の老朽化の現状ですとか、あと、点検・改修の状況等ご説明いただいたんですが、各現場、各学校からこの学校の状況について、要望ですとか、あと対応について、何かご意見をいただいたり、また、緊急にこういうことを改善してほしいというような要望等上がってありましたら、ちょっとご報告いただけますか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 各学校からの要望ということで、毎年、PTAから小学校の教育環境向上に関する要望書ということで提出がございます。

今年度につきましては、第1小学校からは高学年棟の雨漏り、給食調理棟の給湯器の修繕、運動場の遊具の安全とメンテナンスといったところが要望で上がっております。

第2小学校につきましては、旧プールの再利用や放置による周辺整備の確認、校内の窓枠のゴムパッキンが劣化のため交換、運動場の遊具の修繕、また、コロナの感染対策の継続のための消耗品や備品の充実といったところがPTAから要望が上がってきたところでございます。

これらの要望につきましては、すぐに対応を要する第1小学校の漏水修理、また、給湯器の修繕、第2小学校の運動場にあるバスケットゴールの修繕というのは、早急に改修を始める予定をしております。次年度以降に向けては、今回予算計上でできていない部分もございしますので、予算を計上しながら、優先順位をつけながら進めていけたらというふうに考えております。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○1番（杵本貴司） 今、ご説明ありましたとおり、1小では雨漏りとか給湯器の修繕、2小におきましては、以前から言っているバスケットゴール、これの修繕について早急に取り組んでくださるということなんですが、これは大変早急に対応していただいて喜ばしいことではあるんですけども、以前から何度も確認しております2中の外壁と、あとは各学校のトイレ、この環境につきましては、やはり子供たちが今一番抱えている衛生面、そして健康面での大変な課題となっております。この課題に対して、まず一つ、学校のトイレの洋式化についてもう少し具体的にお聞きしたいのですが、近隣の町の学校のトイレの洋式化の現状と、本町河合町の洋式化の現状について、ちょっと教えていただきたいと思います。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） まず、郡内のほかの町の状況でございます。

洋式トイレの改修済みというのが、上牧町で70%、王寺町で97%、広陵町で65%という状況で、一部洋式にしていなくてあるところもあつて聞いております。工事につきましては、ほとんどが進んでいる状況でございます。

河合町につきましては、第2小学校が大規模改修工事で全面、全て洋式トイレということになっております。河合町は49%でございます。第1小学校、第1中学校、特に少ないのが第2中学校といった状況でございます。子供たちの衛生面を考えると、トイレの洋式化につきましては優先的に考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） ありがとうございます。全校一度にトイレを洋式化するのちょっと難しいかなと思いますので、計画的に少しずつでも洋式化を図っていただきますように、また予算取りのほうよろしく願いいたします。

さて、ちょっと改めて、今までの学校施設の老朽化の流れを聞きまして、前回ちょっと町長のほうにも見学に行っていたいておりますので、今までの話の流れを総称しまして、町長にも町内教育施設の老朽化について、今後の方針を最後にお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） お答えいたします。

教育施設の今後の維持管理、また、修繕に関してご質問にお答えいたします。

私は5月1日から河合町の町長に就任をさせていただいて、2回、学校を訪問させていただいております。5月に1回、私自身が各学校を回らせていただきました。その次に、2回目に議員の皆さん方と一緒に各施設を回らせていただきました。本当に、今までなぜこんな状態になるまで、この学校施設の改修をされなかったのか。根本的な部分は、財政がないということだけで、5年、10年前から教育委員会が町のほうに修繕の計画ないし対応を求めてこられたと。ところが、お金がないからといって、財政がないからといって修理をされてこ

なかったのが、私自身、大きな問題だと感じています。

今、私が町長にならせていただいて、まず最初にやらせていただいたのは、各議員さんからも2小の小学校のプール、この対処をまずさせていただきます。やはり様々な質問をされる中で、水をそのまま溜めたまま危険があるという質問に全然答えてこなかった。そのことが、私自身は一番初めに教育委員会に指導させていただいて、まず危険を回避しなさい、水を抜きなさいということから始めさせていただきます。その後、第2中学校の校舎を見せていただきました。本当に危険な状態をそのまま今までほっておかれた、このことが一番問題であると私自身も考えています。

けれども、河合町の4小中学校の施設、2小は改修は終わっております。残された3小中学校の現状施設を見るに当たって、早急にやらなければならない。この整備を、まず大改修をやっていかなければならないのか、また今後、様々な検討をしなければならないというところまで来ていると思います。やはり建物というのは、日頃の維持管理メンテナンスがなければ、これは本当に建物を早く潰してしまう、使えなくなる、そのような現状になると思います。

私自身、学校施設の老朽化対策については、まず各学校の施設を視察いたしましたところ、また、PTAからの様々なご意見をいただき、直接危険箇所の改善を求めていきたい、また、改善をしていきたい。できることはすぐに優先して、計画的に教育施設の維持管理に努めなければならないと考えております。また、学校の適正配置など長期的な検討もしながら、総合的に考えてまいりたいと考えております。

また、来年度におきまして、できるだけ財政の手当てをして、できるところからまずやっていきたいと、そのように考えております。どうか、今置かれている教育施設、学校施設の改修について早急に、一つずつではありますけれども、子供に危険を与えないように全力で取り組んでまいる所存でございます。どうかよろしくご理解をお願いいたします。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○1番（杵本貴司） 前回、視察に行かさせてもろたときに、町長のほうからも、子供の命をまず守らなければならない、これをどうにかしなければならないというような思いが、僕にはもうひしひしと伝わってきました。また、教育委員会の方々も、今その予算づけに関して、一生懸命、どういう形で、分割してやるのか、一気になかなかできないので、どういう形で分割して進めていったら、スピーディーに効率的にいけるのかとか、いろんな方策を教育委

員会のほうでも考えてくださっております。

その中で、ぜひとも本町の子供たちが安心して安全で、そして毎日明るく元気よく学校に帰るような、そういった学校づくり、これからの子供たちの学校づくりに、どうか皆さんに一生懸命道をつけていただくように、ご協力よろしくをお願いいたします。

続きまして、3つ目のテーマでございます通学路の安全対策について、先ほど3つ目の質問のところ、通学路の安全対策については、要望の上がっている危険箇所を西和警察、そして、道路管理者である町や高田土木の方々が、本日合同点検を、通学路の安全点検を、今日、合同ということではしてくださっていることをご報告を受けました。

私自身も3年ほどPTAの役員をやっておるんですけども、特に旧郵政省跡の郵便局前の駐車スペースですとか、あとは大城橋の南詰めのところ、これが結構トラックの内輪外輪差で、結構子供たちが待っているところに車が来ることもあったり、また、広瀬台のところ、割合抜け道になって、どんどんちょっとスピードを上げて、抜け道を車が通るような状況も続いているところを、私も日頃ちょっと確認しに行っております。町内まだたくさんそういう箇所がどんどん増えてくると思います。

またそれで、これから3月にコーナンもできると、渋滞に伴って抜け道いろんなところを通ることによって、高齢者の皆様、子供たちの皆様が苦勞するような、そういうような事案も出てくると思いますので、総合的にこういう危険箇所の見直しについては、毎年定期的に取り組んでいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

続いて、その3つ目のテーマに関する通学路の安全対策について再質問いたします。

日頃、登下校の見守りにつきましては、PTA、学校の先生、そして地域の学校安全ボランティアの皆様にご活動いただいております。

ところが、最近の高齢者の就労の増加、そして共働きの世帯の増加、そして地域コミュニティーの希薄化などにより、学校安全ボランティアを引き受けてくださる方の確保に非常に苦勞しているというような現状をお聞きしております。河合町の学校安全ボランティアの人数の推移や確保の手段、また、他市町村での見守りボランティアの確保の手段等について伺いたいと思っております。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） それでは、私のほうから学校の見守りボランティアの現状と確保の方法ということについてお答えさせていただきます。

まず、学校の登下校の見守りボランティアにつきまして、河合町では両校合わせて265人になっております。北葛城郡の他の3町の状況ですが、王寺町で約160人、広陵町148人、上牧町148人と伺っております。

河合町も含めてですが、北葛3町でもボランティアの担い手不足ということは深刻になっておりまして、校区や自治会によっても異なっていますけれども、ボランティアの確保については、学校、地域コーディネーターと生涯学習課等で連携し、呼びかけている状況です。各町とも養成講座というのとは行われておりません。

今後、ボランティアの方のご感想とかご意見といったものを伺いまして、そういったところを発信していくことで、多くの方に関心を持っていただき、それが見守りボランティアの活動へとつながっていけばということで、そういったことをやっていくことが必要というふうに考えております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○1番（杵本貴司） 今ありましたとおり、今現在ボランティア活動をされている方々の何でしたかというきっかけをよく聞き取っていただいて、その辺の動機づけで共通する方もたくさんおられるかもしれませんので、その辺の聞き取りと、また、他市町村でうまくいっているところの聞き取りもしっかりしていただきながら、また教育委員会、そしてPTAも併せまして、こういう活動、たくさんの子供を見守る目ということでは非常に大切な活動になっておりますので、そういう活動を積極的に推し進めていただけたらと思います。

そして、また再質問になるんですけれども、通学路の安全対策の一環として、今、各家に黄色い旗を掲げて、こども110番の家ということで、子供の見守り対策でそういう啓発事業をやっておるんですけれども、その中で、おとし、河合第2小学校のほうで、今までは各自宅に旗を掲げるというような活動だけだったんですけれども、町内の様々な店舗の前の入り口のところにステッカーを貼らせていただきまして、比較的、店舗というのは日中開いていたり、子供たちが出入りするスーパーであったり、コンビニあったり、そういうところにこの110番の家のステッカーを貼らせてもらうのをご協力いただきまして、極力子供たちが、なかなか一般の家やと入りにくいところもありますので、日頃利用しているお店やったら、ちょっと何かあったとき助けてと入りたいということもありまして、この店舗を対象に、河合第2小学校のPTAの皆様が、ちょっと見守り対策のためにこども110番の家

にご協力してもらえないかという形で呼びかけたところ、店舗の方々も、日頃から店舗の前を行き来する子供たちの姿を見ながら、安全に学校に行くかな、ちゃんと帰るかなということも見守りながら、毎日ちょっと見てくださっていることも分かって、PTAの皆さんも大変感謝されていたというような事例も出てきております。

こういった活動を、できましたら全町的に、子供たちの安心を支えるお店とのネットワークを広げていただければと考えておるのですが、これからの子育てしやすい安心安全な地域の環境が整備されていくと、このことで感じてみいるんですが、町としてのこの方針ですとか、またちょっと今後の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） 議長。

○議長（疋田俊文） 小槻次長。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） それでは、こども110番の家の旗の件についてお答えさせていただきます。

現在、こども110番の家の旗を掲げていただいているのは、河合町では336件、北葛の他の3町の状況ですけれども、王寺町は約1,200件、広陵町は545件、上牧町331件です。

こども110番の家というだけではなかなか賄い切れないところもあるというようなところを今ご指摘いただいていたと思うんですけれども、今後につきましては、今現在やられているような、第2小学校で実施されているこども110番の家を、ステッカーを配布して校区内の店舗にご協力いただいている、そういったところを全町に広げて店舗にご協力願えればというふうに考えております。

また、PTAの交流会の中でも、ステッカーの配布についてしていただけるように呼びかけていきたいというふうに考えています。

また、それとあわせて、登下校の時間帯に散歩をすとか、あるいは車や自転車にステッカーをつけて買物に行く、そういった多くの人が気にかけて見ているという姿を見せるということ、負担のない日常の活動が見守り活動につながっていくと、それがひいては、先ほどもありましたように見守りボランティアにつながっていくという、そういったことにつきましても、PTAの交流会で意見の交換をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○1番（杵本貴司） 今の負担なく継続できる活動という視点はとても大切だと思います。

たくさんの住民の方々が見守る目、その目がよりたくさんあることによって、子供たちが安心して登下校できるような環境がつくっていけると考えております。

その中で、地域の防犯の目という視点で、日頃の子供たちの遊び場や通学路等で子供たちを狙った犯罪を未然に防ぐため、他の市町村では、自治会を対象に防犯カメラを必要箇所に設置する防犯カメラ設置補助事業等を実施されているところがあるのですが、本町では防犯カメラの設置についての取組について教えていただければと思います。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ご質問ありがとうございます。

防犯カメラ設置補助事業についてお答えさせていただきます。

防犯カメラについては、これまでも多くの議論を重ねてきました。犯罪の発生の抑止及び犯罪発生時における犯人の早期検挙に効果が認められる一方、防犯カメラ設置を機に防犯パトロールが衰退した例や、プライバシー保護に関して係争となった事例等もあったこと、また、本町各地域の防犯活動が活発であったことから、補助事業については検討の域を出ませんでした。しかし、少子高齢化による各地区のコミュニティー力の低下や犯罪の多様化に対応するため、各地区独自で防犯カメラを設置する大字自治会も出てきました。

これらの動向を踏まえ、町としても住民自治に何らかの協働の実践が求められると判断し、大字自治会が設置する防犯カメラに対して、河合町防犯カメラ設置事業補助金の創設を検討しているところでございます。この事業が予算化し、実施に至った場合は、大字自治会により通学路等防犯上危険な場所へ防犯カメラの設置をして、犯罪発生の抑止等を図っていただく必要があります。補助金交付の要件には、設置場所、撮影方向、撮影範囲等については当課と事前協議を行うことを含め検討しており、また、西和警察署から助言を受けるなど、大字自治会、警察、役場の協働によって、通学路等の安全確保を検討していきたいと考えております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○1番（杵本貴司） 地域の子供は地域で守るという考えの下、学校教育委員会、そして保護者や自治会、警察などが地域ぐるみで連携・協働しながら、より子供たちにとって安全で安心な、そして命をしっかりと守っていく環境づくりにこれからも努めていただきたいと思います。

ますし、僕自身も努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、続きまして4つ目のテーマの待機児童に関しまして再質問させていただきます。

待機児童に関しましては、先ほど現状待機児童がおられない、現状なしということですが、状態としましては、いつこの待機児童が発生して、待機児童が増加してきてもおかしくないような状況であります。保護者、そしてまた子育て世代は、待機児童がいつ出てくるか、そのことに日頃から不安を感じながら生活をされております。引き続き、多様化する子育て世代のニーズに対しまして多様な選択肢を用意すること、全ての子供が希望する園に入園できるような、よりよい保育環境を確保するための施策を行う必要があると考えております。

引き続き、保護者、そして子育て世代の待機児童の不安の解消に向け、よりよい保育の質、環境を確保しつつ、整備等を求めることについて、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 杵本議員の再質問にお答えいたします。

河合町の保育ニーズが高まっていく中で、待機児童が出てくる可能性が高くなることを危惧しております。保育士が不足しておれば、よりよい保育の質、環境を確保することが難しくなります。支援の子供も増えている中、さらに保育士に負担がかかり、離職につながる原因にもなっておりますので、しっかり保育士の確保をしていくことを進めてまいります。

保育園の整備拡充については、民間委託なども含めて第3期の子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査で検討をしていきたいと考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○1番（杵本貴司） ありがとうございます。

待機児童の不安は常に子育て世代や、今、子供を持っておられる方々は抱えているような状況でございます。これからもしっかりと計画を踏まえながら、人、物、お金の整備をお願いいたします。子育て世代からの強いお願いでありますので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、続きまして最後の5つ目のテーマであります高齢者の買物移動支援に移りたいと思います。

再質問といたしまして、買物弱者につきましては、問題をちょっと掘り下げて調べていきますと、福祉だけの問題ではなくて、公共交通や産業との関係性も深く含まれております。

そして、課題が多岐にわたるために、先ほど国の実施調査も、この買物弱者については半数もできていないというような回答があるんですけども、やはり複雑多岐にわたるような質問事項であるだけに、調査がなかなか難しい現状ということが、私自身も今回ちょっと把握することができました。そのため、この機会をちょっと生かしまして、幾つかの視点から各担当の方々にご質問させていただきたいと思います。

住民の方からも免許返納を考えているが、買物などのことを考えるとなかなか免許が手放せないというようにお話を伺いますが、買物弱者の対策の一つの肝となるのは、いかに買物の手段を確保するか。いかに買物の手段を確保するという面では、以前から旧イオン跡地のスーパーの誘致の計画について、それが見えない不安と、誘致してほしい期待の声が住民の皆さんから上がっております。町としてはどのようにこの件について把握され、今後進めていくことをお考えでおられますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 出店が予定されております生活利便施設につきましては、先日の大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会におきましても、スーパーは未定とされていたことから、多くの住民の皆様におかれましては、出店を期待する一方で不安を抱かれていますものと考えております。

町といたしましては、スーパーの出店が決定していることから、事業者へは早期に店舗名を公表するようお願いしているところでございます。

また、当該店舗が開店した際には、交通渋滞や歩行者の安全確保などが課題と考えており、問題の解消に向け、事業者と取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○1番（杵本貴司） ありがとうございます。住民の不安の解消のためにも、情報の共有、これをぜひともお願いしたいと思います。それとともに、交通渋滞への安全対策も引き続きお願いしたいと思います。

続いて、再質問といたしまして、地域の足、移動手段を確保するという点から、以前からすな丸号の利便性を向上させるためのルートや時刻表の変更・調整の声をお聞きしております。しかし、いつ頃どのような形で具体的に実施されるかというところが、なかなかちよっ

と見えてこないというような住民さんの不安の声をお聞きしております。例えば、久美ヶ丘から万代などへ買物へ行きたいが、久美ヶ丘は終点のバス停のため、町内を巡回するコースがありませんとか、星和台公団につきましては停留所すらなく、すな丸号を利用できない状況であるという声をたくさんお伺いいたします。このことについて、町としてどのようなお考えでしょうか。

○管財課長（西村直貴） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○管財課長（西村直貴） すな丸号の運行に関しましては、既存の公共交通機関の衰退を招くおそれがあるため、町内の公共交通機関の利用促進を含めた環境を整える必要があると考えております。

また、医療機関でありますとか、商業施設、民間施設への乗り入れについても、乗り降りに際し、安全性が確保できる場所の提供があれば、町としても積極的にルートに取り組みたいと考えております。

杵本議員より具体的なお話のありました久美ヶ丘地区からの利用に関しましては、発着点となります豆山の郷方面だけの運行のみであると、不便に捉えられがちではありますが、豆山の郷に戻った後、東ルート、南ルートの運行に移るため、仮に西山台方面への移動を考えますと、久美ヶ丘地区からであれば約15分で移動できるという状況にあります。その点に関しましては、乗換えを含む利用方法の周知、広報の工夫をし、住民の皆様にしっかりとお伝えしていければと考えております。

次に、星和台公団についてでございます。

星和台公団の住民の方に関しましては、大輪田駅、もしくは星和台1丁目の停留所が最寄りの停留所と考えますが、一部、西大和学園寄りの、特に公団の10号棟から14号棟にお住まいの高齢者の方に関しては、少し利用しにくい状況にあると考えられると思われま。今後、できるだけちょっと早期に停留所の増設・移設を含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○1番（杵本貴司） 現実的な問題として、大きなルート変更に関しましては、ある程度タイミングですとか時期の必要性があると思いますが、星和台公団のようなそんなに大きな移動がなく、スムーズに入れるところに関しては早急に対応していただきたいと思っております。

また、大きなルートのところに関しましては、ある一定の期限、これぐらいにするという
ような期限を設けてルートをつくってってもらえたら、住民さんの情報共有の中で不安も
なくできるかなと考えております。

また、すな丸号に関しましては、上牧のアピタの乗り入れですとか、このたび新しくでき
るようなコーナンさんへの乗り入れについても官民連携で図ってほしいというような住民さ
んの声もありますので、その辺もご配慮いただきながら進めていただきたいと思います。

続いて、もう一つ再質問になるんですけども、地域の足、移動手段を確保するという面
から再質問ですが、多くの高齢者の方々が寄せられている要望でありますバスの停留所にベ
ンチを設置してほしいというような声を私たくさんお聞きしております。

バスは町民の方々の大切な足でございます。とりわけ、高齢化が進む中、高齢者が外出し
やすい環境づくりを進めていくことはとても重要な取組でございます。河合町や隣接地区の
設置状況や基準、そして町としての設置の方針についてお伺いしたいと思います。お願いい
たします。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 近隣自治体の整備状況でございますが、上牧町では令和
元年度から令和3年度にかけて、バス停留所に腰掛タイプのベンチを5基設置しております。
設置に至った経緯といたしましては、バス利用者からの新設要望によるものでございます。

ベンチの設置基準でございますが、歩道にベンチを設置する場合は、施設設置後の歩道の
幅員が原則2メートル以上確保されていることが条件となります。ベンチの構造は固定式で、
十分な安全性及び耐久性を具備したもので、その構造及び色彩は、周辺環境と調和が図られ
ているものとしております。

町の方針といたしましては、過去にも条件を満たす停留所にはベンチを設置した経緯がご
ざいます。今後におきましても、乗降客数や町の主要施設の集積度などを考慮して、設置が
望ましい場所への設置を行う方針でございます。

また、路線バス事業者、タクシー事業者、自治会などの的確な管理能力を有すると判断され
るもので、設置基準を満たし、公益上設置することが妥当な場所であれば、当事者が自ら設
置いただくことも可能となります。

以上でございます。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○1番（杵本貴司） このベンチに関しましては、日頃バスを利用される方もそうですけれども、やはり町内、自分の体の予防も含めて散歩されている方々もたくさんおられます。この夏場であったり冬場、やはり途中でちょっと休憩するような場所があれば、比較的自分で町内をいろいろ回ったり、行きたいところに歩いていくような体力あるんだけれども、ちょっと休むところがなかったらなかなか外出する勇気も出ないということで、それによって閉じ籠られるような高齢者の方々も増えてくることも今後予想されます。

バス停のベンチもそうなのですが、町内に町民の方々が憩いの場となるような、サロンのような、そういうような椅子を置いてもらって、ちょっと井戸端会議ができるような、そういうような環境もこれからちょっと町としても積極的につくっていただければありがたいかなと思います。

そして、また再質問なんですけれども、他の市町村では、在宅生活において食事の準備が困難で日々の見守りが必要な高齢者に、民間のお弁当会社が栄養バランスの取れたお弁当を届けながら、その際に利用者の安否を確認するといった、民間の配食を使って高齢者の栄養の管理、そして見守りを兼ねた官民連携の事業を実施している自治体もあるのですが、河合町の実態について、最後ちょっとお聞きしたいと思います。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） 再質問ありがとうございます。

町からの委託事業として、社会福祉協議会において、見守りが必要な高齢者が地域との交流を育むことを目的に配食サービス事業を実施しております。基本65歳以上の独り暮らしの高齢者世帯が対象者です。

事業内容は、配達ボランティアや民生児童委員が、年末年始を除く毎月第1週から第4週の金曜日に利用者宅に配食を行い、利用者の状態を把握しながら、何かあれば必要関係機関と連携を図って、実施しております。また、民間事業所とも連携を取りながら安否確認は行っております。

以上でございます。

○1番（杵本貴司） ありがとうございます。

今もう既に民間との連携も……、ごめんなさい。

議長、すみません。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○1番（杵本貴司） 今もう既に民間との連携もしながらいろいろ取組されているということなので、引き続きちょっとそのネットワークを広げてもらうような、活動していただけたらと思います。

今回の私の一般質問に関してなんですけれども、一つは高齢者の方がいつまでもこの町で住みやすい、そういった町にしていきたいという思いで、高齢者の移動支援を中心に取り上げさせていただきました。今回、コーナンが今回来ることですとか、なかなかすな丸号の問題がちょっと進まないとか、高齢者の移動支援に絡むような問題を、私、町内でたくさん聞いております。

それをちょっと多岐にわたっていろいろ説明させていただいたんですけれども、一つ一つ丁寧に、理事者側の皆様考えていただいていることが、ひしひしと分らせていただきました。私自身も今後こうしたほうがどうかなというような、予算的な面もありますので、そういった提案も行いながら、皆様と一緒にちょっと前に向かっていくような施策を考えていきたいと思います。

最後に、あとは子供たちの学校の老朽化した施設の改築・改修、これにつきましては予算、たくさんかかる部分ではあるんですけれども、段階的に行っていくとか、いろんなちょっと補助がもらえるところがあれば何とかもらえるようにするとか、またそれも大変な作業とは思いますが、子供たちが安心安全で、しっかりと保護者も安心して子供たちを学校に送り出せるような、そういった学校の整備をよろしく願いたいと思います。

これにて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（疋田俊文） これにて杵本貴司議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

1時から再開いたします。

休憩 午前 11時30分

再開 午後 1時00分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◇ 杵 本 光 清

○議長（疋田俊文） 3番目に、杵本光清議員、登壇の上、願います。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

（8番 杵本光清 登壇）

○8番（杵本光清） 皆さん、こんにちは。議席番号8番、杵本光清が通告書に基づき一般質問を行います。

今回の一般質問では、6月の一般質問同様、旧河合第三小学校跡地利活用事業第二期工事について質問いたします。

午前中に触れられる場面もありましたが、旧河合第三小学校跡地利活用事業第二期工事は、予定どおり、令和6年4月から行われるということでよろしいのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

再質問については自席で行います。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 杵本議員のご質問にお答えをいたします。

6月議会の一般質問において、旧第三小学校活用計画における第二期工事を一旦止めますという趣旨の話をさせていただきました。

まず、改めて既存施設である中央公民館、この耐震性の確認を以前してこなかった。そのために、しっかりと使える施設は使っていきたいという思いで、再度耐震の確認をすることと答弁をいたしました。

調査を実施した結果、中央公民館については、やはり土地の池に亀裂が入っている、地滑りをしかけているというような部分、また中央公民館自体が大規模改修に耐えられない、そのような耐震結果をいただくことになり、私自身、再度町財政の再建を念頭に置き、あらゆる政策において様々な可能性を検討する必要があると考え、調査を実施したところであり、当然ご利用される方々をはじめ、多くの住民の皆様方の思いなどを踏まえ、総合的に判断する必要があると考えておりました。

今回、杵本議員より今後の方針に関する一般質問をいただきましたので、この機会に旧第

三小学校利活用事業における第二期工事につきまして、計画どおり進めてまいりたいとの私の決断に至ったことをこの場をおかりいたしましてご報告をさせていただきたいと考えています。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） ありがとうございます。

それでは、再質問のほうさせていただきます。

まず、事務担当者のほうに質問をさせていただきたいと思います。

今の町長のお言葉にもありましたけれども、調査がなされたということですが、6月の私の一般質問終了後、中央公民館を調査されたと聞いております。一体どのような調査をされたのか、答弁願います。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島室長。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） 私より回答させていただきます。

実施いたしました内容につきましては、中央公民館の耐震診断でございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 耐震診断ということですが、それは町職員が行ったものでしょうか、それとも業者による調査なんでしょうか。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島室長。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） コンサルタント会社に業務を委託したものでございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本光清議員。

○8番（杵本光清） 業者に発注しているということは、委託料が発生していると、支払っているということでしょうか。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島室長。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） 委託業務費といたしまして支払いのほう

を行っております。契約額といたしましては47万4,100円でございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 47万幾らを委託料として支払った。その結果、中央公民館を使わずに旧第三小学校の第二期工事を行うと。この財政健全化の中、結局、大変疑義の残る48万円が存在してしまったなというイメージがございます。

町長に質問させていただきます。

私が7月に、こちらのいつも出させてもらっている新聞ですけれども、こちらの新聞を発行してからの2か月間、本当に多くの町民の方からご連絡いただきました。旧河合第三小学校は、この後どうなっていくのという言葉はもちろんのこと、署名活動を行うべきであるというご意見、また改選前の13人の議員全員が承認して進んでいる事業をなぜ簡単に止めようとするのか、そのようなご意見をいただきました。

町民を不安にさせてしまった今回の迷走、町政の執行者としてどのように町民に対してメッセージを出されますか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） お答えいたします。

私は5月の就任以来、財政再建を念頭に様々な角度から財政の再建を考えてまいりました。

まず、この旧第三小学校の工事計画に関しまして、やはり、なぜ中央公民館の調査を以前されてこなかったのか。いける施設であれば再度使いたい。それが財政再建の第一歩だと私は考えて、まず始めさせていただきました。やはり建てるものを造っていく。今までの既存の建物が本当に使えないのか使えるのか、まず、その調査を私はすべきだったのではないだろうかと考えています。

簡易的な、まず耐震診断をさせていただいて、やはりクラック、またこれを修理しても使えないだろうという判断をしていただいて、今止めた期間、この完成までの期間に早く近づきたいと考えておりますけれども、まずは使えるものを使う、修理できるものは修理したいと、そのような考えに至りました。7億近い財政負担を、A棟の負担をどういうふうに和らげて少なくするのもその一つだと私は考えております。

今回の確認で今一番の問題点は、今後、A棟、B棟、C棟に分けますと、やはり様々な意見を聞かせていただいて、まずは、A棟は当初の計画どおりさせていただいて、その中でB

棟、C棟の今後の形もともに住民の皆さんの思いを第三小学校に組み入れていきたいと考えております。今までの耐震結果を踏まえて、再度この場所にもう一度工事の発注をさせていただいたというのが基本であります。

住民の皆さん方に大変不安な思いをさせたとは思いますが、やはり財政のない町がまず財政を少なくできるのかという思いでさせていただいたことに、できましたらご理解いただきたいと思います。

以上です。

- 8番（杵本光清） 議長。
- 議長（疋田俊文） 杵本議員。
- 8番（杵本光清） これで、私の一般質問を終了させていただきます。
- 議長（疋田俊文） 杵本光清議員の質問を終結いたします。

◇ 中山義英

- 議長（疋田俊文） 4番目に、中山義英議員、登壇の上、質問願います。
- 5番（中山義英） 議長。
- 議長（疋田俊文） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

- 5番（中山義英） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、中山義英。

それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問通告書に従って一般質問を行います。
質問事項1、作業着等の無償貸与について。

令和2年9月より全職員へ上下作業着が無償貸与されています。上下作業着以外について、以下3点質問します。

（1）雨がっぱ・長靴・防寒着・ヘルメットの無償貸与は、今後どうされますか。

（2）上下作業着の無償貸与が始まってから今年で3年目になりますが、作業着の更新はされていますか。

（3）現場を抱える事業系の部署に、夏場用のTシャツを無償貸与する考えはありますか。

質問事項2、道路整備等について。

河合町内のニュータウン以外の地域においては、道路幅が狭く、消防車や救急車などの緊

急用車両が通行できないところが数多く存在します。道路整備等の問題に関しては、令和5年3月議会で一般質問を行いました。町長も選挙公報の中で「誰もが通行しやすい道へ」を選挙公約に掲げておられます。

以下2点質問します。

(1) 緊急用車両が通行できない生活道路の整備方針について。

(2) 天理・王寺線の進捗状況について。

質問事項3、補助金交付に関して。

補助金に関しては、地方自治法第232条の2で「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる」と規定されています。つまり、補助金は、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合には、反対給付なしに支出できるものとなっています。

補助金制度は、町と団体などが協働し、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するための有効な手段の一つですが、一方で補助金は町民からの税金で賄われているため、その必要性や効果については十分な検証と適正化が求められます。

令和5年度予算特別委員会に提出された資料では、河合町は27の団体に対して年間約5,000万円の補助金を交付しています。

以下、補助金交付に関して4点質問します。

(1) 地方自治法の規定以外に、河合町が補助金を交付する法的根拠について。

(2) 補助金の見直しは、過去5年間で何回行われましたか。

(3) 補助金交付の判断基準となる公益性・必要性・有効性・公平性の検証結果について。

(4) 今後の補助金の在り方に対する河合町の見解は。

以上で登壇しての質問を終え、後の質問は自席にて行います。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 私からは、1点目にご質問いただきました作業着等の無償貸与につきましてお答えいたします。

職員への作業服の貸与につきましては、河合町職員被服貸与規程に基づき運用しておるところでございます。その貸与の期間といいますのは5年間としていることから、令和2年の運用開始から更新した例はございません。

これらの貸与品に雨がっぱ、長靴、防寒着、ヘルメット、そして夏場用のTシャツを加え

ることにつきましては、本年度におきましては予算措置がないことから、来年度予算の編成における議論の中で検討してまいりたいと考えております。

以上となります。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 私からは、道路整備等について2点答弁いたします。

まず、1点目でございます。

狹隘道路につきましては、災害時の避難路、日照や通風の確保など、安全で良好な環境を形成する上で問題であり、狹隘道路の拡幅を促進することは重要な課題でございます。

狹隘道路の整備方針でございますが、全ての道路の拡幅には、相当額の財政支出が必要となり困難な状況にあります。現在は地元自治会から要望を受け、自治会及び土地の所有者の協力を得ながら、少しずつではありますが、拡幅を進めております。

続きまして、2点目でございます。

天理・王寺線の進捗状況でございますが、事業主体である奈良県高田土木事務所から進捗について報告を受けております。

本事業に係る5地区のうち、川西町保田地区、河合町市場地区の約500メートルについて令和2年3月に部分供用されております。残る3地区のうち、城古地区は平成30年度までに全ての用地買収を完了しており、令和3年度は不毛田川に架かる橋梁の上部工事、令和4年度は擁壁工事や舗装工事を実施しており、令和5年度も引き続き擁壁工事を行っております。長楽地区、池部地区については、用地測量や補償調査を行い、用地買収を進めているとのことでございます。

以上です。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○財政課長（松本武彦） 私のほうからは、補助金交付に関してということで、4点回答させていただきます。

まず1点目でございます。法的根拠につきましては、地方自治法の定めのほか団体に対する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則というのがございます。また、要綱を各所管課で設置しております。

2点目、補助金の見直しについてでございますが、こちらにつきましては令和2年度に一

度行っております。

団体への補助金につきましては、長い年月の中で額が確定されて決定されてきたというような側面、こちらでも否定できませんが、毎年予算編成時におきましても、所管課から団体の活動と補助金額を検証して予算要求されているものと認識しております。

3点目、検証についてでございますが、こちらは必要に応じて検証を行い、是正が必要な場合は是正してまいります。団体補助金は、多くの場合、その団体の活動全体を事業とする総合補助金となっており、交付金の性格もあることから、検証を行う際には団体との信頼関係であったり、活動内容などを阻害、制限することにならないようにする必要のあるというふうに考えております。

今後の補助金の在り方につきましては、検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、作業着のほうから質問いたします。

去る6月2日の大雨の際に、災害対応に従事された職員の方々は大変ご苦労さまでした。町民のために迅速に対応されたことに感謝しております。

ただ、一生懸命頑張っていたにもかかわらず、雨がっぱ、長靴がばらばらでは誰が役場の職員の方か判断が付きません。原因は、雨がっぱ、長靴は、河合町では災害対応における公務であるんですけれども、自分で購入されています、職員の方が。

私は、今まで市町村の職員が自分で雨がっぱや長靴を買って、災害対応の公務に当たっている話は聞いたことがありません。災害対応は町民の命に関わる重要な公務であって、趣味やボランティアではありません。

質問します。今後検討する、予算が今年度は無理やからということなんですが、災害はいつ起こるか分かりません。職員を守る観点からも、年内に雨がっぱ、長靴、防寒着、ヘルメットの無償貸与を行うべきと考えます。町の考えをお答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、公務で必要となるものについて、どのようなものまで町から支給・貸与するかというのは正解というのはなく、非常に難しい問題だと考えておりま

す。近隣町の状況などを考えましても、統一性というのはちょっとないところがございます。

職員に対するものを公費で負担するということを踏まえ、財政状況などを勘案の上、どの範囲が適正か、また住民の皆様にご理解いただけるかという部分を考慮して検討はしてまいりたいと考えております。

その時期のことでございますが、今後、来年度予算の編成が始まる時期を迎えるということで、また、予算全体の議論の中で必要な範囲はどの程度か慎重に検討したいということから、来年度当初予算に向けて進めたいと考えているところがございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 次長ね、職員数から考えて何千万円もかかる話ではないんです。災害対応における公務です。予備費を使うか、補正予算を組んででも早急に対応すべきと考えますけれども、お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まずは予備費の部分でございますが、予備費につきましては、予算措置以外のものにつきましては、当初予算の段階で予見ができなかったものであるが、支出が不可避なもの、そういったものが予備費に充当できるとされておるところでございます。今回の部分というのは、果たしてその部分に該当するかというのは、なかなかちょっと判断が難しいところがございます。

また、補正予算か当初予算かというところがございますが、我々といたしましては、当初予算の議論の中で進めたいと考えておるところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 繰り返しますけれども、災害対応の公務ですよ。何で自分で長靴買って、かっぱ買って出ていかなあかんの。こんな自治体、僕は聞いたことないです。もうちょっと真剣に考えてください。不細工です、格好悪いです、こんな河合町。

それと、作業着の更新、これ5年ごとに実施ということですが、毎日作業着を着ている人は、3年たてば損耗で着られなくなったり、中には本人の体形が変わって着られないなど、いろいろなことが起こります。

そこで、3年をめどに希望者には作業着の更新を年末までに行う考えはありますか、お答

えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 作業服につきましては、部署により使用頻度も異なるものがございますから、確かに全職員同じ期間とすることが適切なのかという部分については検討の余地があると、私、考えております。

現在運用しております河合町職員被服貸与規程、この第2条では「勤務の状態などにより、その貸与期間を縮めることができる」とされておりますので、この部分の運用の範囲で対応できないかということは検討してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、3年をめどに希望者には作業着の更新を、別に構へんよという人は5年以内でも僕はいいと思いますので、そこら臨機応変に対応してあげてください。

それと、今年、夏場というのは、外で仕事をやる部署の人は、恐らく1時間もたたないうちにシャツは汗でぼとぼとになり、その後庁舎内で仕事をするとすると着替えが必要になると思います。

Tシャツの無償貸与、これもまた来年度に検討ということですがけれども、取りあえず現場が絡む部署の人を対象に、年末まで1人について3枚、無償貸与してあげてもらえませんか、お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 申し訳ございません。年末までに無償貸与というところは、ちょっとお約束できないんですけれども、必ずそういうふうな貸与品の範囲という中で検討には含めたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 職員全員と言うてません、現場が絡む部署の人を対象にということ。

では、改めて町長に質問します。職員自らが雨がっぱや長靴を買って災害対応の公務に当たるのは、あまりにしてひど過ぎます。職員を守り、また職員の士気を高める観点から、年末までに雨がっぱなどの無償貸与や上下作業着の更新を行っていただけますか、お答えくだ

さい。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 中山議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃっていることはよく分かります。ただ、財政が伴うもので、検討課題として今後取り組みたいと思いますけれども、やはり災害はいつ起こるか分かりません。災害起こったときに、まず職員の安全を守るためには、やはり安全のヘルメットや、また様々な用具、これは雨、冬、今後考えられます。また検討して早急な対応ができるように検討してまいります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 災害で、町長の役割としては町民を守る。だから、その前には、また職員を守ることも大事なので、職員が守れない町長で町民は守れませんので、よろしくお願ひします。

続いて、道路整備に関して質問します。

道路は、住民の日常生活や社会経済活動に欠かすことのできない最も重要な公共施設であるとともに、道路には3つの機能があります。快適で住みよい町をつくり出す市街地形成機能、人、自動車、自転車などの通行や物流に欠かせない交通機能、水道や下水、電線などのライフラインを収容する空間機能です。さらに、災害時には避難通路になるだけでなく、火災の延焼も防ぐ役割が道路にはあります。そして、道路は大きくは幹線道路と生活道路に分かれ、生活道路は地区の交通機能やコミュニティー機能、また防災や快適性の向上等に寄与する重要な道路です。

今回、道路整備の質問を行った背景には、河合町内、特にニュータウン以外の地域では生活道路の道路整備が全く進んでいないと考えるためです。自宅周辺では、今年になってから救急車を広い道路に止めて、ストレッチャーで患者を運んでいる光景を三度目にしました。

質問します。河合町内には救急車など、緊急用車両が通れないところが何か所あるのか、河合町が把握している数をお答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 車両の規格にもよるのですが、救急車であれば3メータ

一未満の道路は通行不可能とされております。このことから、3メートル未満の町道の箇所数とすれば約230か所ございます。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 230、多いですね。

では、どの地域が多いですか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） ニュータウン以外の大字に多く存在しているわけなんですけれども、特に佐味田、大輪田、城内地区が多い状況でございます。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 川とか側溝に蓋がけをするなど、少し工夫するだけでも緊急用車両が通行できるようになります。

緊急用車両が通行できない道路対策、河合町が今まで積極的に取り組まれてこなかった理由、これ230か所もあるんでね、どういった理由で取り組まれなかったのかお答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） まず、道路事業、旧集落での道路の事業の拡幅が進まなかった理由といたしましては、ニュータウン以外の集落というのは古くからその町並みが形成されていたことにより、建築物が密集して建築され、この敷地の境界すらも確認することができないなどの要因により拡幅等の事業がなかなか促進されなかったと推察しております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、これ道路というのは、もう当たり前の話ですけれども、道路が整備されていない町に人は好んで住みません。何年もかかると思いますけれども、地域の安心安全確保や若い世代の定住に向け、早急に緊急用車両がスムーズに通行できる道路整備

に取り組んでいただきたいと思います。

その中で質問します。河合町に道路整備計画等がありますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 道路計画でございますが、都市計画道路を除いて町道を新設する等の計画はございません。しかし、幅員3メートル以上の道路の舗装、修繕を行う長寿命化修繕事業については、計画がございます。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、最初に言いましたけれども、道路は住民の日常生活や社会経済活動に欠かすことのできない最も重要な公共施設であって、幹線道路であっても生活道路であっても、重要な公共施設であることには何ら変わりはありません。

質問します。町として、道路幅員3メートル未満の生活道路だけに限定した道路整備計画を策定する考えはありますか、お答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 今現在もなんですけれども、3メートル以上の長寿命化修繕計画は策定しておるところでございますが、令和6年度において長寿命化計画の見直しを予定しているところがございます。

現在の計画なんですけれども、町指定の緊急輸送道路や交通量が多い路線、そして劣化の状況など、要素を数値化して、その合計数が大きいものから優先順位をつけて修繕を実施しているところがございます。

しかし、この選定方法では生活道路、今、議員おっしゃっていただきます生活道路がほかの道路より優先度が低い結果となる場合がございます。計画を見直す際は、その地区の造成年度など加味するなど、工夫して優先度を決定したいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 幅員関係なく、生活道路も最初に言いましたように、これ重要な道路な

んです、その地域に暮らす人にとっては。だから、幹線道路と同じような位置づけをして取り組んでいただきたいと思います。

人の命というは、やっぱり1分1秒争います。町長も選挙公約の中で「誰もが通行しやすい道へ」というのを挙げておられます。これからの4年間、地元自治会とも連携しながら一生懸命、少しずつでもいいから、その辺スムーズに緊急車両が通れるように改善に取り組んでいただきたいと思います。

それと、次に質問します。先日中山台のほうでアスファルトが劣化して、アスファルトの下の石がむき出し状態になっていました。それで、役場の職員の方に現地を確認してもらいました。すると、恐らく30年以上道路舗装が行われてこなかったため生じた現象と考えられるということです。あの状態で仮に人が転ぶと大けがにつながります。

質問します。河合町では町内パトロール、これはどれぐらいの頻度で行われていますか、お答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 職員が他の現場に出た際に道路、やはりその現地に向かうとき、そして、そこで対処して、その後帰ってくる時は別々の道を通るように、そしてそのときに道路の状況を確認するような作業を行っています。

そして、頻度でございますが、週に1回の頻度で点検のほうをさせていただいております。以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうすると、毎週1回パトロールを行っていても、中山台の件は気づかなかったということになりますが、中山台に似た道路状況のところというのは、ほかにもあるんです。これからはアスファルトの劣化にも注意を払ってパトロールを行っていただきたいと思います。

では質問します。中山台の件について、予算の関係もありますが、舗装は来年度中に全て完了できますか、お答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 今議員おっしゃっていただいたとおり、町内にはやはり

劣化が進んでいる舗装道路があります。その中で、中山台自治会の道路につきましても、私、状況を把握させていただいております。

来年度長寿命化修繕計画を更新させていただきますので、その中で計画に基づいて修繕のほうを行いたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、一日も早く舗装を完了しないと、万一事故が起こったときは、町道管理者である河合町の責任です。早急に舗装を完了し、安心安全に暮らせるまちづくりに取り組んでください。

では、道路舗装に関して質問します。道路舗装の順番は、どのような基準に基づいて行われていますか。私としては、道路の状態に基づいて公平な順番で道路舗装が行われてきたとは到底思えません。河合町の方針をお答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 町で策定しております長寿命化修繕計画に基づいて、修繕を実施しているところでございます。

長寿命化修繕計画では、路面性状測定車という車両を走らせて、ひび割れ、あと、わだち掘れ量、そして平坦性、縦断凹凸量を測定し、舗装の劣化度による評価を行います。続いて、地域特性として、路線の規模、そして性能、安全性、防災性などの地域特性による評価を行って、評価配点の高い順に優先度を決定しているところでございます。また、路面の状態は、交通量、通過する車両の規模などで劣化状況が変化することから、職員による現地確認の結果も踏まえて修繕箇所を決定しているところでございます。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、ひとまずは公平に道路の状況に基づいてやっているということとで解釈しておきます。

それでは、道路整備に関して、前回の3月議会の中で、道路整備に関しては自治会長を通じて町のほうに要望してほしい。その上で現地を確認し、今後の対応を考えていくという答

弁がありました。

以前に、ある自治会長から、河合町のホームページに要望書のひな形が掲載されていないので、要望書の作成に手間がかかるといったことを聞いたことがあります。年内に要望書のひな形をホームページに掲載できますか、お答えください。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 総代・自治会長からの要望、統一した様式がないということ。その辺につきまして、また、総代・自治会長会でございますので、その中で、どういう様式がいいのかということを考慮しながら策定に向け進めていきたいと思えます。

ただ、時期については、なるべく早くということでご理解いただきたいと思えます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、よろしく願います。

それでは続いて、天理・王寺線に関して質問します。過去4年間、天理・王寺線の事業というのは、目に見えてほとんど進んでいないと思えます。奈良県主体の事業ではありますが、分かっている範囲で、その原因についてお答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 天理・王寺線でございますが、奈良県の職員からいろいろな相談を受けております。

まず、奈良県、どこの自治体もそうなんですけれども、定期的に行われる人事異動に伴い、事業の途中で担当者が替わることが長期間に及ぶ道路事業ではよくあることではございますが、地元自治会や地権者との間に築いた信頼関係が異動に伴って薄れること、また次の担当者へ個別の概要がうまく引き継がれないことで信頼が疑念に変わるといったようなことを感じられています。また、道路整備では、環境の悪化、集落の分断、そして浸水被害の懸念など、危惧されている住民の方もいらっしゃると思えます。

奈良県へは、住民の不安を払拭し、事業推進に向けて取り組んでいただくよう、引き続き要望したいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 県の人事異動によって影響を受けるのであれば、今回副町長、県から来られているので、副長のほうからも天理・王寺線開通するまでは担当、来た人を異動さすなということを県知事にまたお願いしておいてください。

それと、今まで天理・王寺線の開通に向けて、町としては県知事にどのような要望をされてきましたか。また、今後、山下知事になられたことで、どのような要望をされていかれるかお答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 先ほどもちょっと申し上げたところなんですけれども、早期開通に向けて奈良県に要望をさせていただきたい。

そして、河合町として、まず何が協力できるかというところですが、可能な範囲での情報の共有であったり、説明会会場の提供というところは協力できるところかなと考えております。

そして、事業主体が奈良県ということでございますが、地域住民の思いを理解して、積極的に事業に推進していきたいということを今後も要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうすると、天理・王寺線、これが開通することで、河合町にはどのような効果があると考えておられますか。河合町の見解をお答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） まず、周辺道路の自動車交通が新たな天理・王寺線に転換することにより、住宅地に流入している自動車の交通が減少すること、そして地域の安全性が向上すると考えております。また、沿道において新たな土地利用が促進されると見込んでおります。

以上でございます。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 中山議員のご質問にお答えいたします。

天理・王寺線でございますけれども、天理・王寺線の必要性、河合町にとっては、やはりこの天理・王寺線は最も重要な本線だと考えています。河合町の発展は、やはりここを通すこと、本線開通を促進することということで私は考えています。隣町の川西町の町長とも話をさせていただいて、これは県の事業なので、県により一層の重点道路だということを認識していただくためにも、川西町と私どもと一緒にこの道路の早期実現を要望しに行きましょうかというような協議も今いたしております。

やはり一日でも早くこの道路を開通することが、私たち河合町の発展また企業の方々も隣町に行く、結崎、天理、郡山方面に行くにしても、この道路は大変不可欠な道路となっております。周辺の奈良県としても、しっかりと体制を整えていただいて、担当が替わって、反対に担当が替わるたびに道路の進捗が遅れるということは、本当に河合町にとっては大変な問題だと感じます。また、これからもしっかりと、この道路の開通に向けて県と交渉を、また要望を重ねてまいりたいと思いますので、どうかご理解のほどお願いいたします。ありがとうございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

私としましても、天理・王寺線が開通することで、市場周辺での通勤・通学の時間において、交通渋滞の緩和や通学路への車の進入が減り、地域の安全性や利便性の向上が期待できる。さらに観光や企業立地も促進されると考えております。周辺住民の方との合意形成を図りながら、早期に天理・王寺線が開通することを期待しております。

なお、副町長には県のほうに必ず要望しておいてください。副町長、お答えください。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） ただいま中山議員から県に対する要望ということでご質問いただきました。

県、これから予算編成等ありますけれども、道路の進捗がよく進むように、また要望活動していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは次、補助金のほうの質問をさせていただきます。

まず、補助金は簡単に言うと、町民の税金の中から役場が団体等に支給する返済不要の給付金です。河合町の場合、令和5年度予算で27の団体に対して年間約5,000万円の補助金を交付しています。

今回一般質問を行った背景には、近年、多くの自治体で経営改革の一環として、補助金改革が進められていることによります。改革が進められている理由は、補助金に関しては交付の目的や根拠、基準の不明確さ、補助事業の効果・成果の曖昧さ、補助金の長期化による既得権化など、その実態に不透明な点が指摘されているためです。

補助金制度は、行政の補完的な役割を担い、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するための有効な手段の一つですが、一方で補助金の財源には町民の税金が使われています。そのため、補助金の交付に当たっては、事業の公益性はもちろんのこと、公平性や必要性、有効性等に着目する必要があるとともに、自治体には透明性の確保や説明責任が強く求められます。

現在、河合町では団体への補助金に関する情報公開が徹底されていません。そのため、町民はどのような団体にどれだけの補助金が交付され、どのような効果があったかが全く分かりません。補助金の財源が町民の税金で賄われていることから、河合町には補助金の必要性や効果について公表する責任があると考えます。公表されていない理由と、年内に公表できるのか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

まず、議員おっしゃるとおり、現在公表しておりません。実際に町民の税金が財源となっているものでございます。透明性の確保の観点からも、公表については検討したいというふうに思っております。

実際に公表する時期というところでございますけれども、まず検討させていただいて、公表するということになりましたら、予算・決算、どのタイミングで公表していくかということについて、それについてもまた検討を併せてしていきたいというように思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、早急にやっていただくということで。

あと、令和5年度に河合町が補助金を交付している27の団体名と補助額、これをお答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） そしたら、読み上げさせていただきます。

まず、27団体ございます。1つ目、「河合ふるさとの日」実行委員会補助金、金額が280万円、交通安全対策協議会補助金33万2,000円、社会福祉協議会補助金2,892万5,000円、シルバー人材センター運営補助金560万円、緑化推進委員会補助金13万3,000円、人権教育推進協議会補助金74万円、観光ボランティアガイドの会補助金7万6,000円、「河合愛A I」補助金85万円、消防団地域活動補助金95万円、人権擁護委員活動事業補助金2万8,000円、更生保護女性会補助金2万7,000円、身体障害者協会補助金6万6,000円、歯科医師会補助金19万円、食品衛生協会補助金6万6,000円、商工会補助金266万円、ふるさと河童合唱団補助金7万円、人権教育研究会補助金19万1,000円、町指定文化財保存補助金19万円、子ども会連合会補助金16万9,000円、PTA連合会補助金12万3,000円、かわい通学合宿事業補助金19万円、老人クラブ運営費補助金179万9,000円、児童部会事業補助金9万2,000円、文化祭運営補助金116万8,000円、婦人会補助金16万9,000円、郷土を学ぶ会補助金9万7,000円、スポーツ協会補助金185万1,000円と、合計4,955万2,000円ということで予算額という形になっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。この4,900何万が全て町民の税金が使われているということで、それでは令和2年度に行われた補助金の見直しに関して2点質問します。

1点目、5年間で1回だけ見直しが行われていますが、見直しは職員だけの内部会議ですか、それとも町民など外部の人も含んだ委員会方式ですか。2点目、見直しの際、検証シートやガイドラインを活用されていますか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） 令和2年度見直しを行いました。この見直しにつきましては、予算編成の副町長査定において実施をしております。ですんで、内部ということになります。

あと、シート等の活用ということなんですけれども、一応、そのときの対象団体の部分につきましては、調査シートというのは、一応それを各担当部署から提出という形で出してはいただいております。

ただ、そこの中の部分での評価というような部分のところについてはちょっと曖昧なところがありますので、実際に実績など、あとどのような要綱に基づいて支出しているかと、そんな内容については提出してもらってヒアリングを行ったというようなところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今のお話を聞くと、河合町では定期的な見直しの仕組みが確立されていない上に、検証シート、ガイドラインもなく、内部会議だけの見直しでは補助金交付が適正に行われているかは不透明で、補助金の長期化や、もらって当たり前の既得権化が疑われます。見直しは、町民など外部の人を含んだ委員会による見直しを毎年実施すべきです。

質問します。補助金交付の理由や必要性などに関して町民から説明を求められた場合、町としてきちんと説明できますか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） 補助金につきましては、基本的に町の規則、それで各団体の要綱に基づき実施しておりますが、判断基準である、先ほど議員もおっしゃいました公益性・必要性・有効性・公平性、それぞれの有無、あるなしについて、明確に判断することは非常に困難なところがあるというふうに考えております。

特に、先ほど財政課長が答弁いたしましたけれども、本町では、これまでの長い年月の中で額が決定されたというようなところがございます。その経緯の中で、公平性については今後の課題ですが、おおむね適正に実施しているというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、必要性や有効性について説明の場面が来たときは、きちんと説明してください。それで社会情勢の変化とともに公益上の必要性も変化し、当然に補助金交付の基準も変わってきます。

河合町では規則に基づいて補助金を交付されていますが、その規則は昭和61年の制定以降、37年間一度も改正されないまま現在に至っています。そのため社会情勢に十分対応できてい

ない部分も見受けられ、大幅な改正が必要と考えます。

改正すべきと考える主な点について3点質問します。

1点目、補助金の申請者が暴力団と判明した場合、取消措置に関する規定がありません。どのように対応されていますか。2点目、補助金の成果が補助金交付を決定した内容と適合しなかった場合、どのように是正措置を求めていますか。3点目、交付決定の取消しを行った場合に、加算金及び延滞金を求める規定がありません。どのように対応されていますか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） すみません。まず、暴力団の排除規定ということでございます。

実際におっしゃるとおり、規則の中には現在入っておりません。この部分につきまして必要ということでありましたら、ちょっとその辺のところを検討させていただきまして、必要であれば改正のほうをさせていただきたいというふうに思います。

あと、適合しなかった場合ということなんですけれども、規則の中で、実際にしなかった場合には取り消すという形になっております。既に、当然なことなんですけれども、そこまでの補助金を出している部分については返還をしていただくというようなところで、第8条のところ、補助金等決定の取消し及び返還という形で、それに基づいて、事例はありませんけれども、やっております。

あと、加算金、延滞金というところなんですけれども、今申し上げました第8条のところについては、補助金そのものの返還ということで、加算金、延滞金というのは、現状につきましてはその部分は考えていないという形になっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） ほかにもまだまだありますけれども、とにかく現状の規則では、社会情勢に十分対応できていない部分があるので、早急に規則を改正するか、もしくは補助金の不正防止の観点から新たな条例制定が必要と考えます。その見解をお答えください。

○町長（森川喜之） はい。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 中山議員のご質問にお答えいたします。

やはり、今各種団体に配分させていただいている補助金も、これは大切な税金でございま

す。その配分方法、また社会情勢によって今までの補助金、上がり下がりというのは、やっぱり出てくると思いますし、その中身についてしっかりと町が把握をして配分を決定していくと、そういうふうな、今後、配分方法についてとか、また補助金の増額・減額に関しましても、しっかりと内部で、まず調整会議をできるように今後内部の中で検討させていただいて、補助金の配分も、また必要性もともに考えて協議できるような場づくりをつくっていきたいと、そのように考えますので、ご了承いただけましたら。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、総務部長に質問しますね。当たり前の質問をしますけれども、補助金交付の本来の趣旨、お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） 補助金につきましては、地域の活性化、それとか、あと産業振興など、行政の課題を解決する有効な手段として行政の補完的な活動をしていただく場合に支援をするというようなものというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それは役割であって、趣旨は違います。

補助金本来の趣旨というのは、組織力や運営基盤が脆弱な団体等に対して初期段階の支援措置として、団体が自立できるまでの一定期間について行われるべきものです。

27の団体のうち26の団体には、補助金の見直し以前から5年以上補助金が交付されています。補助金交付の本来の趣旨から考えて、26の団体はいまだに自立できていないのですか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） 一番初めに財政課長から答弁をさせていただきましたが、本町の団体につきましては、多くの場合、その団体の活動全体の事業として総合的な補助金ということで支出をしているような状況でございます。一種の交付金的な性格ということもあるのかなというふうに思っております。

その中で、実際に、先ほども申し上げましたけれども、補助金の基本となる必要性などに

ついて、その必要性があるなしというのを明確に判断するというところの根拠というのが実際ございません。ある程度采配によるものというようなどころにあるのかなど。その辺の判断の中で現在も進めているような形になっております。

そのため、すみません、ちょっと内容につきましてはあれですけれども、実際にそのようなこともありましたので、これまでの見直しという部分につきましては、個々にちょっと見直しをできなかったということで、一律に見直しをこれまで三度ほどさせていただいております。それによって削減のほうを行わせていただいたというような形になっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 補助金の本来の趣旨からいうと、規則にいつまでといった期間の終期、これを規定する必要があると考えます。河合町では規定されていませんけれども、その理由をお答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） もともとの、今申し上げた、重複するところもあるんですけども、補助金というのが、議員がおっしゃるような、取りあえず軌道に乗るまでの制度であるというところの部分というのが、本町におきましては交付金的な要因で出ている部分がございます。なので、今時点では、そのような期間という形の部分は設けていないということでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） いつまでといったその終期が規定されていない場合、補助金の長期化や、もらって当たり前という既得権化が生じます。実際、自治体で補助金改革を行っておられるところでは、一般的にサンセット方式が導入されています。サンセット方式とは、あらかじめ制度の終期を条例や規則、要綱等で決めておくもので、基本的に終期の設定は3年以内となっています。そうして更新が必要な場合には、改めてゼロベースで補助金を見直すというものです。

質問します。補助金の算定は、河合町ではどのように行われておられますか。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） 各団体の要綱に基づいて算定をしております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 要綱に基づいていうことですが、27の団体のうち16団体には5年間同額の補助金が交付されています。5年前から社会情勢は毎年大きく変化しています。にもかかわらず5年間補助金が同額となっている根拠をお答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

先ほども読み上げて、最後に申し上げさせていただきましたが、先ほどの金額につきましては予算ということになっております。予算が5年間同額ということで、今言っているというふうに思うんですけれども、実際にちょうどコロナ感染症が発生しまして、その団体による活動というのがかなり中止なり休止という形になりました。そこで、実際にコロナが収まるのがどのタイミングになるんか分からないというところもあって、その予算につきましては、まず予算はそのままの状態という形をさせていただきました。

ただ、実際に決算というところの部分になりましたら、事業をされていない場合については、その分を返還していただいているというような状況でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、ちょっと違う角度から質問します。27の団体全てについて、補助金の対象となる事業費補助に交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等が含まれているかの確認はできていますか、河合町では。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 基本的に補助金として支出をしてはいけないというような、今言っていた内容だと思うんですけれども、その部分につきましては、各担当部署の担当課のほうでの確認で、団体の補助金によっては、財政のほうでも二重で確認しているという状況でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 補助金は町民の税金、いわゆる公金である以上、これからも対象経費は事業費に限定し、交際費、慶弔費など事業と直接の関係ない費用は、補助対象経費にしないように適正化の徹底に努めてください。

では、質問します。令和5年度から補助金が廃止された団体がありますが、廃止になった理由と、令和6年度以降、補助金交付の対象になるのかならないのか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） 廃止された、予算の要求がなかったという形になるんですけども、手をつなぐ育成会補助金というのと、あとボランティア連絡協議会補助金、この2つの団体につきましては、令和5年度の予算の要求がございませんでした。

内容につきましては、これまで継続的に実施している事業の中で、5年度の予算を編成する上において、町の補助金が必要なく事業ができるということで予算の要求がなかったというふう聞いております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今の説明でよく分かりました。

それでは、27の団体について一つ一つ確認している時間はありませんので、令和5年度予算で補助金の多い団体に関して予算書に基づいて質問します。

まず、社会福祉協議会補助金2,892万5,000円、シルバー人材センター運営補助金560万円、「河合ふるさとの日」実行委員会補助金280万円、商工会補助金266万円について、公益性・公平性・必要性・有効性の検証結果及び補助金の算定方法についてお答えください。

○福祉部次長（佐藤桂三） 議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） 再質問ありがとうございます。

私のほうからは、社会福祉協議会運営補助金についてお答えさせていただきます。

まず、社会福祉法人である社会福祉協議会は公益法人であり、広く一般の利益になる活動を行う団体と位置づけられており、収益事業は可能ですが、予算の範囲などの制限もあり、非営利団体で社会福祉法第2条において、第2種社会福祉事業と位置づけられています。

まず、公益性につきましては、行政サービスでは条例や規則などの法制度に基づいて提供されるものと考えます。そのため、個別性・専門性・総合性など、法制度内では限界が生じ

るため、生活の利便性低下を全て補うことは難しいと考えております。

このような行政に対して、社会福祉法人である社会福祉協議会は、社会福祉法第24条に経営の原則が示されており、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して積極的に支援を行うとあります。それは行政サービスでは補えない法制度内の限界に対しても若干支援を行えることが可能となります。例えば具体的に介護保険制度では、総合事業対象者や要支援1・2では禁止されている通院の送迎などを行う福祉有償運送事業や、子供たちや子育て世代が集える場所としてのこども食堂の支援などで、多様な世代に社会福祉協議会が持つネットワークを活用して町民の生活支援を行っております。

必要性としましては、町民の生活にはやはり法制度では補えない支援があり、日常生活に焦点を絞り、支援を行うのが社会福祉協議会の役割のため、行政サービスには類似の事業がないものと考えております。ただ、常に制度改正などに注目し、類似サービスなど法律で施行を提案された際には、安定した財源確保の観点から行政機関に情報提供し、対応しております。

次に、有効性としましては、地域の特性を踏まえた多種多様な稼働・活動支援を創意工夫の中で行っており、具体的な事業の一例で、生活支援体制整備事業においては、生活支援サポーター養成及び付添いボランティアなどは制度では支援できない支援内容に焦点を当てて実施を行うため、町民のみならず医療や介護などの専門職の方からも大きな期待を寄せていただいております。

公平性は、社会福祉法第6条に基づき地方公共団体の責務として補助金を交付しており、社会福祉協議会では独自に3か年戦略計画を作成し、4か月に一度、進捗状況の確認や振り返り会議などを行い、年度末に事業評価を行っております。

最後に、補助金の算定方法としましては、社会福祉協議会は公益性の高い事業を求められながら、非営利団体であるため財政基盤は弱い法人であります。そのため、国や県が実施する補助事業には過敏に対応しております。介護保険特別会計の委託事業として地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業などを実施することで、社会福祉協議会職員の人件費に充当したり、令和4年度は奈良県共同募金会から新規事業の高齢者スマホ教室を位置づけ、交付金を頂きました。また、奈良県日本赤十字社から公用車も新車で貸与していただきました。歳出総額から、これらの分を差し引いた金額が補助金額となります。町からの補助金を1円でも減らすため、常日頃から努力しております。

私からは以上でございます。

○福祉政策課長（浦 達三） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 私のほうから、シルバー人材センターについてお答えさせていただきます。

シルバー人材センターにつきましては、一応公益社団法人という形で高年齢者等の雇用の安定に関する法律で、地方公共団体と国の支援が規定されております。指定につきましては、県が指定するという形になっております。

公益性についてなんですけれども、シルバー人材センターにつきましては、高齢者対策事業の一環であり、シルバー人材センターの運営を補助することで、高年齢者等がセンターを通じて就業期間や活躍の場を得ることができ、高齢者の生きがいや社会参加の促進、自己の健康の維持向上を図ることが期待できるという形でなっております。また、シルバーに仕事を依頼することで、住民の方が比較的安価でサービスを受けるということも町全体の利益にはつながっているのかと考えております。国の補助金の交付に当たりましては、先ほども高年齢者等の雇用の安定に関する法律の中で、国2分の1、町2分の1という形で雇用する規定がありますので、そういった形で補助のほうをさせていただいております。

以上です。

○政策調整課長（岡田健太郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 私のほうからは、「河合ふるさとの日」実行委員会補助金についてご説明させていただきます。

まず、補助金の交付の理由でございますが、「河合ふるさとの日」実行委員会に対する交付は、帰省時期に合わせた町主催の河合ふるさとの日の構成するイベントの企画運営などに参画し、官民が連携したふるさと回帰イベントとして継続し、発展させていくことを目的としております。

公益性につきまして、夏のふるさと祭りは5年ぶりに今回開催させていただきまして、これまで以上の来場者でにぎわったことから、町民の祭りへの思い、期待があふれ、改めてふるさと河合を感じてもらえる機会を提供できました。逆に、開催できなかった4年間の間に、特に小中学生からは、開催してほしいという声も多数いただいております。加えて、夏・冬のイベントは、町民などのボランティアや企業との協賛も交えて協働で実施しているため、来場者だけではなく、実施主体にとっても愛着を感じてもらえる構成になっておるところで

ございます。

必要性につきましては、ふるさとの日、夏・冬は町独自のイベントでございますので、来場者も2,000人以上は見込めるため、ふるさと河合のよさを感じてもらえる、また町内の小中高生の思い出に残ってもらえる絶好の機会を提供できるような場ということで考えております。

有効性につきましては、補助額は事業費見合いでございますので、最終的に歳入超過となれば、その分、町への返還をしていただいておりますのでございます。

公平性につきましては、全体イベントの中の各事業に係る必要経費となりますので、特定の団体に偏ることはございません。

補助金の算定方法でございますが、町独自の取組であり、その事業費に基づきまして算定方法をしておりますので、いわゆる国とか県とかということの関係性はございません。

以上でございます。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○地域活性課長（吉川浩行） そしたら、私のほうからは商工会補助金についてお答えさせていただきます。

まず、補助金交付するということなんですけれども、近隣市町村も当町と同様に補助金交付要綱を定めて交付しています。当町におきましては、経営指導員設置費に要する経費の4分の1を限度として支給をしています。

次に、必要性ということなんですけれども、小規模事業者は様々な経営課題に対しまして単独で解決することは困難でありますので、商工会による継続的な支援が必須であると考えております。また、商工会は商工業者の総合的な改善発達により、国民経済の健全な発達を図ることを目的に設立された法定団体であるため、町として団体のいう事業を補助する必要性は非常に高いと考えております。

次に、有効性なんですけれども、商工会は小規模事業者等の持続的な発展を図るために、事業者に寄り添った積極的な支援を行っていると考えております。

ただ、新型コロナウイルス感染症や原油高、物価高騰が事業者へ多大な影響を及ぼしておりますが、国や県等の各種支援策の活用サポートをはじめまして、きめ細かな伴走型支援を適宜行っているところであります。

最後に、数字で示す根拠なんですけれども、令和4年度の商工会職員、経営指導員という

んですけれども、が事業者から資金調達、税金、経理、社会保険、法律、起業など、経営に関わる相談件数が1,012件ありました。商工会が定める謝金の内規では弁護士、税理士、会計士など、専門的な相談は1時間3万円と定められているんですが、それ以外の個別相談に関しましては1時間1万円となっております。この個別相談に該当するのが、商工会職員が事業者等に対して行っている相談指導と考えております。年間の相談件数に当てはめた場合、令和4年度では1,012万円となり、ほかにも金融あっせん、社会保険に関する事務代行といったきめ細かな伴走型支援、2名の指導員が行う相談指導が補助金の266万円の事業が効果的だと考えております。

以上となります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） いろいろありがとうございました。補助金の算定方法や事業の必要性・有効性などについては、一旦は適正とした上で、補助金の効果もある程度期待できるものとみなしておきます。

では、質問します。27の団体の中で、補助金以外の方法、例えば委託や町の直接執行による代替策というのは検討されたことはありますか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） すみません。補助金以外の、例えば委託というところの部分については検討のほうは行っておりません。

ただ、行政が行う部分については、最も効率的な形で実施しなければいけないというところがございますので、その辺につきましても、27団体の部分で、例えば委託とか報償費などで実施できるようなものがあるのかについては、ちょっとまた検討を行っていきたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、27団体のうち、常時町の職員が事務局を務めているところがありますか。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） 今思い当たる部分では、社会福祉協議会ということになります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、社会福祉協議会ということなんですけれども、社会福祉協議会は日頃より地域福祉の増進のため活動され、団体自らの活動内容も社協だよりを通じて広く町民に公表されるなど、情報公開も徹底されているところは頭の下がる思いです。

ただ、社会福祉協議会に関しては、年間2,892万5,000円の補助金以外に役場の一部を事務所として利用され、さらに町職員の方が1名社会福祉協議会に派遣されています。このことは、結果的に河合町は補助金以外にも別途人件費及び事務所費等を社会福祉協議会に補助していることとなります。

2点質問します。1点目、役場の一部を事務所として無償で提供している理由。2点目、町職員を派遣している理由。

以上、2点について町の見解をお答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 現在、社会福祉協議会につきましては、豆山の郷で事務所を構えているような状況でございます。議員おっしゃるように、その使用料につきましては、町が負担をしているということでございます。

何を基に町が負担しているんだというようなところなんですけれども、社会福祉法の第6条というところで、福祉サービスの提供体制の確保等に関する地方団体の責務という部分がございます。公共的団体における公共用に供するためというようなところの部分で、それに当てはまるのではないかとということで、行政使用料の免除申請が社協のほうから出て、町がそれに許可をしているというような状況となっております。

○議長（疋田俊文） 中山議員、あと5分ですので、よろしくお願いします。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、電気代、電話代、コピー代の負担はどのようになっていますか。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） 使用料と同じく町が負担をしているということになっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 町職員が団体の事務局的功能を担うなど過度な行政支援は、その団体の自主性や自立性を阻害するばかりでなく、団体と町との役割分担が不明確になります。

町職員が事務を担っていることなどに合理性があるかどうか、団体の自立性強化の面からも早急に検討する必要があります。町の見解をお答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） この使用料、それと、例えば光熱水費とか、そういった部分につきまして、近隣の状況とかの確認をしながら、実際どれが適正なのかということは一度検討してまいりたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そのあたりよろしくお願いします。

私自身、団体への補助金に関しては以前から、補助金の必要性や効果、補助額の算定基準などに不透明な点があり、また中には団体の事業活動というよりも団体存続のための運営費補助と思われる補助金も見受けられ、補助金の在り方に疑問を感じています。

補助金の交付を受けている団体は、あたかも町から公認を受けたような印象を与える結果になっているので、各団体自らが活動や補助の効果を積極的に公表するよう河合町が指導していく必要があると考えます。町の見解をお答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） 毎年の予算編成過程の中で活動内容につきましては確認を行っているというところはございます。ただ、今議員がおっしゃいました積極的な町に対しての貢献してくれというような内容につきましては、今申し上げておりません。

今後、町の貴重な税金が財源ということになっておりますので、その辺については、ちょっと検討して進めていきたいというように思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしましたら、最初に言いましたけれども、補助金は町民の税金の中から役場が団体等に支給する返済不要の給付金です。補助金には町民の税金が使われている以上、その使い道は町民の理解が得られる内容でなくてはなりません。本日説明させていただいて、改めて補助金の算定基準、交付期間、過度の行政支援など見直すべき課題は大いにあると考えます。

今後、補助金の適正化を考える上で、私としては第三者による検討委員会の設置や個別外部監査の実施、さらにはガイドラインの策定も必要と考えます。町の見解をお答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） やはり補助金につきましては、透明性の確保が必要というふうには、それは認識しております。

ただ、先ほど町長申し上げましたけれども、まず内部での一度検証を行って、その辺のところの改善というのを図っていきたいというふうに思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） では、補助金に対する私の考え方は、全ての補助金の減額を考えているのではなく、必要性や有効性のあるもの、ないものを明確にした上で、団体の活動が町や町民のために役立っているのであれば補助金交付は必要という考え方です。

何せ河合町には、これから補助金の適正化に努めるとともに、情報公開も徹底していただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（疋田俊文） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

40分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◇ 坂 本 博 道

○議長（疋田俊文） 5番目に、坂本博道議員、登壇の上、質問願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

（6番 坂本博道 登壇）

○6番（坂本博道） 議席番号6番、坂本博道です。

質問通告書に基づき、大きく4つの点について質問します。

第1に、ごみ処理広域化の取組状況と課題、ごみ減量化と収集方法などの改善について伺います。

1、ごみ処理広域化の取組の進捗状況と課題について。

①山辺・県北西部環境衛生組合での広域処理開始のスケジュールはどのようになっているでしょうか。

②中継基地（まほろば環境衛生組合）建設の進捗状況はどうですか。水害対策や搬入路の水没の危険性への対応などはどのようになっているでしょうか。

③広域処理参加のため、住民のごみ分別方法はどのように変わりますか。その周知と準備はどう進める予定ですか。

④財政的な効果は、広域参加検討時の予測に対して、現時点ではどのようになっていますか。今後の効果をどう予測していますか。

⑤広域処理参加で清掃センターの機能はどう変わっていきますか。現在の委託業務は幾つあり、それがどう変わっていくのでしょうか。

2、広域処理参加を契機に、河合町のごみの減量化の推進、収集方法の改善をするべきではないでしょうか。

①河合町一般廃棄物処理基本計画（2019年3月）に基づいて減量化の取組の評価と課題はどのように考えていますか。

②高齢化などの進行の中で収集方法の改善が必要です。

集積方法、場所などの検討は進めていますか。

戸別収集の導入は検討していますか。

③まごころ収集について。

利用対象者、こういったこの3年間の利用数はどうなっているでしょうか。

以前検討するとなっていた対象者の拡大など、改善の取組はどうなっていますか。

大きな2、町長の事業見直しの検討状況と今後の財政運営について伺います。

1、町長の事業見直しや新たな方針の検討は、具体的にどのようなになっているでしょうか。今年度予算との関係でどう進める方針でしょうか。

2、町長は現在の財政状況をどのように評価し、財政をよくする到達目標はどのように考えておられますか。財政指標がよい＝住民にとってよい行政ではないと思いますが、どう思われますか。

3、県との協定を受けて今後の財政運営はどうか。

①今回の協定の目標の重点が借金の元金を減らすことにあると思いますが、どうでしょうか。減額するには、どのような方法が一般的には考えられますか。

②現在の財政健全化計画の中で、地方債の起債の目的と額はどのようになっていますか。

③財政健全化計画を見直す予定でしょうか。

大きな3、来年度の国保税引上げ方針を見直しについて伺います。

物価高と年金は減り、また所得は増えず、住民の暮らしが大変なとき、国保税の予定された増税は見直すべきの立場で改めて伺います。

1、増税の住民への影響と根拠について。

①来年度の国保税の増税方針は変わりませんか。いつ条例改正を行う予定ですか。

②県の統一保険料率に合わせると、増税幅は幾らになりますか。全ての被保険者にかかっていく均等割の増額は幾らでしょうか。全体及び子供の均等割についてお答えください。

③増税の理由は何ですか。県の国保会計の決算状況はどうでしょうか。保険料率を決める権限はどこにありますか。また、県の基準に合わせなければならない法的根拠はありますか。

④納付金を納めて、医療費給付費用を県全体で支えるという機能は生きていると思いますが、どうでしょうか。

2、改めて、子育て支援としての子供の均等割免除の実施を。

①子供（18歳未満）の均等割を免除するには、現時点で幾ら必要ですか。国保財政調整基金は幾らありますか。

②来年度の増税で子供均等割の増額は幾らになりますか。子育て支援の方針にも反すると思いますが、どうでしょう。

3、住民の暮らしが大変なとき、合理的な理由もない増税は、住民の福祉の向上という地

方自治の理念にも反します。住民に寄り添う町としての主体性を発揮して、来年度の国保税増税を見直し、子供の均等割免除の実施を求めますが、どうでしょうか。

大きな4、佐味田川駅のバリアフリー化について伺います。

①佐味田川駅のバリアフリー化の進捗状況はどうですか。

②町長の選挙公約の中でも明記されておりましたが、施策の中に位置づけられているでしょうか。

③近鉄と協議し、当面どのような方法が可能かの検討を、必要であれば予算もつけて進めてはどうでしょうか。

再質問は自席にて行います。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○環境対策課長（内野悦規） それでは、私のほうからは1点目にご質問いただきましたごみ処理広域化の課題と減量化への取組についてのうち、ごみ処理広域化の取組の進捗状況と課題の①から④についてお答えさせていただきます。

まず、山辺・県北西部広域環境衛生組合におけるごみ処理広域化の開始スケジュールでございますが、現在のところ令和7年1月より試験運転が開始され、同年5月より本稼働を予定されております。

次に、まほろば環境衛生組合における中継施設の建設の進捗状況についてでございますが、現在、建築設計や開発申請が行われておりまして、その後中継施設の建設工事が実施される予定でございます。

なお、水害対策につきましては、中継施設及び搬入路は現況の地盤より約5メートル上げる盛土造成が国により行われることによりまして、水害の危険性は回避されるものでございます。

次に、可燃ごみの広域化参加に当たりまして、ごみの分別の変更点でございますが、プラマークのついていないプラスチック製のストローやハンガーなどのほか、プラマークのついているプラスチック製品及びペットボトルのうち、汚れているものについては可燃ごみに分類する予定でございます。この変更の周知については、基本的には広報やホームページ等によりお知らせしていく予定でございます。

次に、可燃ごみの広域化参加検討時である平成27年時点と現在における広域化参加・不参加による費用の比較としましては、施設建設費の差額については、当時19億8,000万円であった

ところ、現在は14億8,000万円。施設運営費の差額については、当時7,000万円であったところ、現在は3,000万円、広域参加のほうが有利というふうになっております。当時との比較としましては、施設建設費については、広域の施設の建設費が増加していることや、まほろば環境衛生組合参加による建設費・運営費の増加が要因により、参加・不参加の差額が小さくなっている現状でございます。

なお、今後については、ごみに一定の増減が生じた場合に契約金額が見直される契約となっております。

私からは以上でございます。

○環境整備課長（松村豊範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○環境整備課長（松村豊範） 私のほうからは⑤番目で、広域処理参加で清掃工場の機能がどう変わるか。現在の委託業務は幾つあり、それがどう変わるかのご質問につきましてお答えさせていただきます。

ごみ処理の広域処理参加に伴い、現時点においては可燃ごみのみ広域組合に参加しています。そのため、不燃ごみ、資源ごみも含みまして、それにつきましては、清掃工場の機能を用いて委託業務を行うこととなります。現在は30種類の委託業務があり、うち可燃ごみ広域組合参加に伴う焼却業務9種類の委託業務が減り、残り21種類の委託業務になる予定です。

続きまして、2番目、広域処理参加を契機に、河合町のごみ減量化の推進、収集方法の改善を進めるべきではないかの①番で、河合町一般廃棄物処理基本計画に基づいて減量化の取組の評価と課題はどのように考えているかのご質問につきましてお答えさせていただきます。

ごみの減量化の取組の評価と課題につきましては、広報かわい（環境特集 ごみ減量化への道）により、生ごみの水切り、食品ロスの削減などを啓発しています。また、令和5年1月から使用済小型家電のリサイクル回収ボックスを公共施設5か所に設置し、令和5年8月末の時点で50キログラムの回収実績があります。

課題としましては、紙、布類等資源ごみのリサイクルの検討を行う必要があると考えております。

今後におきましても引き続きごみの減量化の啓発活動などを行ってまいりたいと考えます。

続きまして、②番、高齢化などの進行の中で収集方法の改善が必要です。集積方法、場所などの検討を進めていますか、戸別収集の導入は検討していますかのご質問につきましてお答えさせていただきます。

高齢化などの進行の中で、収集方法の改善につきましては、現在、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみで、それぞれステーション収集方式により住民の皆様のご理解、ご協力をいただき実施しています。

なお、収集場所への持ち出しが困難な高齢者、介助者を必要とする方などの世帯につきましては、一定条件を必要としますが、まごころ収集を実施していますので、申請部局であります福祉政策課と連携しているところです。また、集積方法、場所などにつきましても、各地域の総代・自治会長からの要望により随時協議を行い検討していますので、ご理解のほうをお願いします。

戸別収集の導入につきましては、ごみ収集業務の回収体制、特に車両、軽トラック等を増やさなければならなくなり、収集に関わる経費がかなりの増額となるなどの観点から、現時点におきましては困難であると考えられます。

今後、ごみ収集につきましては、引き続き住民の皆様のご理解、ご協力をいただき、ステーション収集方式で実施してまいりたいと考えています。

私からは以上です。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○環境部長（石田英毅） 私のほうからは、1番、ごみ処理広域化の課題と減量化への取組について。

（2）③番のまごころ収集について。

利用対象者、この3年間で利用者数はどうなっていますかとの質問にお答えさせていただきます。

まごころ収集の対象者は、単身の高齢者、高齢者のみの世帯、介護保険受給者、身体障害者手帳所持者のうち、常時介護が必要で、ごみの収集場所への持ち出しが困難な方を対象としています。また、高齢者の安否確認を含め実施している事業です。事業の対象者となるには、ごみ出しが本当に困難かどうか確認する必要があるため、アセスメントを行った上で実施しております。

令和3年度末の対象者につきましては54人、令和4年度末の対象者につきましては64人、令和5年7月末現在の対象者は69人となっております。

以上です。

○子育て支援課長（明平直美） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○子育て支援課長（明平直美） 私のほうからも同じく、まごころ収集の2つ目、以前検討するとなっていた対象者の拡大など、改善の取組はどうなっていますかのご質問にお答えさせていただきます。

妊産婦、乳幼児のいる家庭のまごころ収集実施につきましては、以前に同様の質問をいただき、当時の関係課で協議した結果、まごころ収集は独居の方で、常時身体的な介助が必要なごみ出しの補助であり、また安否確認を含めて実施していることから、妊産婦、乳幼児のいる家庭は対象ではないと判断しましたと答弁しており、現在の対象者以外への拡大はしておりません。

以上でございます。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

到達目標について、私の考えを答弁いたします。

現在、指標はその自治体の財政状況を示すものです。数値がよいほど柔軟な財政運営ができると考えておりますが、その数値が悪いとされている以上、まずは県と交わした協定内容を達成目標として、現在健全化に今後取り組む予定をいたしております。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○財政課長（松本武彦） 私のほうから、今後の財政運営についてのうち、1点目と3点目の部分について回答させていただきます。

まず1点目、事業の見直しについてでございますが、現時点で休止もしくは再検討している事業、こちらについてでございますが、まず、すみません、先ほど町長から答弁がございましたが、これまで見直しを行ってきたという観点から、旧第三小学校利活用事業の第2期工事というのを加えて回答させていただきたいと思っております。

ですので、まずは第三小学校の利活用事業、そして公共施設の休止及び町有地の売却となっております。そのうち、町有地の売却につきましては、9月補正において減額の計上をしているところでございます。

3点目でございます。今後の財政運営につきましては、副町長と共に奈良県との勉強会で作成いたしました財政健全化計画、こちらをベースにして様々な方策について議論、検討し

ていくことになると考えております。

なお、この健全化計画の中には、現在取り組んでいるごみ処理施設の広域化、また旧第三小学校の利活用、そして内水対策事業などで予定しております起債額などを見込みの範囲の上で計上をしております。当然のことでございますが、今後の検討の結果次第で、現在の計画を見直していくということになると考えております。

以上でございます。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 来年度の国保税引上げの方針の見直しについてということで、大きく3点のご質問をいただいております。

私のほうからは、前2つのご質問に対して答弁させていただきます。

まず1点目、増税の住民への影響と根拠についてでございます。

来年度の国保税の増税方針は変わりませんか。いつ条例改正を行う予定ですかというご質問に対してでございます。

条例改正は令和6年3月議会を予定しております。なお、方針などに変更はございません。

次に、県の統一保険料率に合わせると、増税幅は幾らになりますか。全ての被保険者にかかる均等割の増額は幾らですか。（全体及び子供の均等割）に対してでございます。

県の統一保険料率を町ホームページの掲載の試算に当てはめた場合、1人当たり1万625円の増税となります。なお、全ての被保険者にかかる均等割の増税幅は1人当たり約3,000円の増額を見込んでおります。そのうち18歳未満子供の均等割の増額は1人当たり約1,900円と試算しております。

3番目に、増税の理由は何ですか。県の国保会計の決算状況はどうですか。保険料率を決める権限はどこにありますか。県の基準に合わせなければならない法的根拠はありますかについてでございます。

県単位化に向けての保険料率の見直しは、持続可能な保険制度の構築のためであり、保険料率の決定権限は市町村にあります。

県の基準に合わせなければならない法的根拠はありませんが、増え続ける医療費支出を、市町村単位ではなく県全体で支え合うという仕組みの中で、保険料率の統一に奈良県下市町村が合意した結果となります。

最後に、納付金を納めて医療給付費を県全体で支えるという機能は生きていると思うがど

うかという質問に対してでございます。

保険給付費の推計を基に設定された納付金を納めるという仕組みであるため、機能は生きていると考えております。

次に、大きく2点目の質問、改めて子育て支援としての子供の均等割免除の実施をというご質問に対してでございます。

1点目、子供（18歳未満）の均等割を免除するためには、現時点で幾ら必要ですか。国保財政調整基金は幾らありますかというご質問に対してでございます。

子供の均等割を免除するには、現時点で約690万円の財源が必要となります。

また、国保財政調整基金の残額は約3億7,000万円となります。

2番目のご質問としまして、来年度の増税でこども均等割の増額は幾らになるか。子育て支援の方針に反すると思うがどうかというご質問に対してでございます。

来年度の増税で子ども均等割の増額は約51万円となります。医療保険制度の維持・安定化は子育て世帯を含めた加入者が安心して生活できる生活基盤の一翼を担うものであると考えております。

以上となります。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険は、その構造的な問題から国により制度改正が行われ、都道府県が国保の財政運営を担うことで、予期せぬ医療費の増加などの財政リスクを軽減し、持続可能で安定的な運営を図ることとなり、奈良県では全市町村が足並みをそろえ、令和6年度の保険税率統一を目指しております。そのために、河合町だけが単独で免除を行うということはできません。将来まで持続化な医療保険制度構築のためにも、何とぞご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 私からは、佐味田川駅のバリアフリー化について、3点答弁させていただきます。

佐味田川駅のバリアフリー化の進捗状況でございますが、これといった進捗はございません。事業主体である鉄道事業者へは、継続して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、河合町バリアフリー基本構想においては、鉄道駅のバリアフリー化が位置づけられておることから、町が策定する計画には当該構想内容も十分加味され、策定されることとなります。

続きまして、3点目、鉄道駅のバリアフリー化と鉄道駅周辺の整備を共同で検討することは効率的であり、効果的であると考えます。鉄道駅のバリアフリー化が図られることとなれば、業務化することは必要であると考えております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 再質問の前に、今の最後の佐味田川駅の件で、②の町長のこの件に関して姿勢についてちょっと確認したいんですが、町長選挙の公約の中にも、佐味田川駅とは明記していませんけれども、駅のバリアフリーについて触れておられましたので、位置づいてあるかどうか、政策として。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

私も公約にこの佐味田川、また大輪田駅バリアフリーを実現したいという思いで公約にさせていただきました。

今、鉄道の方、また今後のエレベーター・エスカレーターの設置などを含めた形をつくっていくのに、まず、今後駅前の利用を含めた総合的な計画を考えていくべきだと考えております。駅前バスロータリー、自転車置き場など、そこを利用できるような形で考えて、共にバリアフリーを実現してまいりたいと考えておりますが、今現在就任させていただいてまだ日がたっておりませんので、これからしっかりと皆さん方のご理解を得られるように、駅前の整備を含めたバリアフリーの設置という形で考えていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、順番で再質問させていただきます。

ごみ処理の広域化の件につきましては、私たちも基本的には安定した処理システムが将来にわたって確立すること、また、そういう取組を通じながら、ごみの減量につながる取組と

して非常に重要な取組という思いで賛成する立場でやってきたところではあります。

その上で、1つは先ほど確認しておりますけれども、実際に稼働する時期のことにつきましては改めて確認したところですが、先ほど令和7年1月から試しで、5月から本稼働ということなのですが、ちょっと幾つかの、この間、説明の中で、可燃ごみの関係、いわゆる県北西部のほうのほうですが、あれも含めて令和6年12月から、マテリアル関係は令和7年1月からと書いている文書も何度かあるんですが、そこは同時に令和7年1月からということによろしいのでしょうか。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○環境対策課長（内野悦規） 山辺のほうの可燃ごみ及び不燃ごみ等の施設の稼働なんですけれども、両方とも併せて令和7年1月から試験稼働というふうに予定されております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういうことであればそれで結構なんですけど、ただ、これは一月ぐらいということではありますけれども、全体の準備のことも含めてあるという意味合いだと思うんですが、直近の7月の補正予算が行われた広域のスケジュール表が添付されているみたいなんですけれども、それで見ると、エネルギーのほうについては12月から、それからマテリアルのほうは1月から試運転という欄があるんですが、それは一応1月からだということによろしいですか。

○環境対策課長（内野悦規） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○環境対策課長（内野悦規） マテリアルのほうなんですけれども、令和6年12月から、あとは記載があるかと思うんですけれども……。

○6番（坂本博道） ごめんなさい。議長。

○議長（疋田俊文） はい。

○6番（坂本博道） 逆です。マテリアルが1月から、エネルギー開始のほうは12月からです。

○環境対策課長（内野悦規） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○環境対策課長（内野悦規） すみません、失礼しました。

エネルギー回収型、要は可燃ごみの焼却炉のほうは12月からということになっているとい

うことなんですけれども、あくまで令和6年12月は工事が終わって、その中の試験稼働というんですか、実際持ち込んでの試験稼働ではなくて、内部的な試験稼働ということで伺っております。実際、持ち込みができるのは、試験稼働が始まる1月からというふうに伺っております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういうことでは分別とか、また実際のまほろばの稼働も含めて、一応住民から見たら、令和7年1月から収集も含めて、それに対応するのが始まるということでもよろしいんですか。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○環境対策課長（内野悦規） はい、その予定でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その上で、確かに工事の進捗は先ほど言われたように、それに向けて進められているということなんですけれども、ただ、昨年7月にまほろばから来られて、中継基地の議員説明のことでやられました。そのときに、当時は1.5メートルの盛土をしてというような対策でやっていますということやったんですが、ただ、その後10月ぐらいですか。国のほうが全体的な盛土をやって4.7メートルまで上げて、その上に造るという方向にしたというようなことをもって、費用はその分減るというような話もありました。

ただ、それで7月のときの説明資料の中には、スケジュールとして8月頃から盛土工事が始まって約7か月、そして年明けてから工事が始まって約10か月、それで令和6年12月と書いていましたけれども、それに間に合わせたいということやったと思うんですが、そういう点で、ただ、昨日も見に行きましたけれども、とても現地は盛土どころではないという状況で、本体の遊水地がこれも完成しないと、岡崎川からの流入が結局読めなくなるんで、実際は危険性を持ったままスタートしかねないんですが、全然そこまで行っていないんですけれども、このスケジュールで本当にいけるということなんですしょうか。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○環境対策課長（内野悦規） 昨年7月に組合のほうから説明させていただいたスケジュールとの差異ということでございますが、当時のスケジュールによりますと、国による大和川窪田遊水地整備事業が行われる予定の前のスケジュールでございまして、これにより、ごみ中継施設を含む一定の地域は高台か盛土として、土地活用する提案を受ける前でもございました。

現在ですけれども、先ほどお答えさせていただきましたように、組合では建築設計や開発申請が行われておりまして、開発の許可が下り次第、盛土工事が進められる予定でございます。

なお、組合からは試験稼働の令和7年1月には止められるように進めているというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） スケジュールどおり行ってくれたらいいんですが、全体が遅れたりすると、いろんな意味で、我々の準備やら、また費用の関係も出てくると思うんです。

ただ、今言われた盛土が国というか、大和川河川事務所がやるということですから、別に組合のほうで手続する問題ではないと思うので、逆に盛土が終わらないと次の工事にかかれなくて、工事そのものが10か月かかるようにもともとありました。

そういう点でいったら、盛土は7か月ぐらいかかりますけれども、それよりもっと量は倍以上に増えます。そんなペースでいけるんかというふうな心配がありますけれども、できると今言うてるのであれば、それで確認はしますけれども、しかし、本当はこれは進捗状況を含めて、広域化になっているものですから、よそ任せみたいになりかねないんで、そういう点では、ちょっと改めては確認して行ってほしいなと思います。

ただ、議会議員も議会に出されていますから、それを含めてやりますけれども、日常なことは、やっぱり現場やと思いますんで、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

その上でですが、一定、これ、そこはプロセスのところですけども、ごみの分別とかについても先ほどありましたが、具体的にやっぱり変わってくる場所が出てきそうです。住民から見たら、結局、ごみ袋が増えたり分別の在り方が変わったり、そしてまた収集の回数変わったりとか、そんなような影響というふうにはなっていないんでしょうか。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○環境対策課長（内野悦規） 広域化に伴う住民の皆様への影響というところでございますが、先ほど申させていただきましたように、可燃ごみに係る分別の内容は今までとは異なります。プラマークがついていないプラスチック製のストローとかハンガーとかについては、今まで不燃ごみとかに入れていただいていたと思うんですけれども、それを可燃ごみに入れていただく。また、プラマークというマークがあるんですけれども、それがついているプラスチック製品とペットボトルのうち、油污れとかで水を流しても取れないような汚れがついている場合は不燃ごみとかではなくて、それも可燃ごみに入れていただくということが主な分別の変更点になってございます。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、確かにそういう分別すること自体は、多分全体の温暖化であったり、それから、いろんなリユースかリソースとか新しいリサイクルなどとの関係も含めて必要やと思うんですが、ただ、そういうことも含めて、ちょっと答弁には抜けていましたけれども、住民への周知や協力のお願いはホームページ等を通じてと言うてましたけれども、実際上は、具体的にいつごろから、どういうふうに進める予定でしょうか。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○環境対策課長（内野悦規） このまず新しい分別をいつから始めるかというところについてなんですけれども、まず現在新しい分別に向けたパンフレットを作成している途中でございます。新しい分別の開始時期につきましては近々に決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、これ、向かいながらなんですけれども、同時に現在の状況の中で財政的な問題等の効果とか、それから、今のセンターのところがどういうふうになっていくかということも、時々ごみ特とかでも報告はされていますが、先ほどのスケジュールとの関係も含めて、まだまだちょっと十分分りにくいなと思ったりしております。

効果等につきましても、そういう点では、先ほど言うた数字からいえば、広域化のほうに向かっていったほうが、より財政的には有利だというようなことと、それで、ここではあえ

ては言うてませんけれども、不燃ごみの関係なんかも検討もということは、町長のほうも改めて財政分析させているというようなことありましたが、そこも含めて、効果幅としては小さくなっているけれども、効果はあるという認識でよろしいですか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○環境部長（石田英毅） ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

両方、可燃・不燃合わせまして、まず可燃のほうが幾らか、こちらの先ほど申し上げた数字で効果を生ずるといった形でお答えさせていただきました。

当然ながら不燃ごみに関しましても、ただいま検討途上ではございますけれども、町の有利な形になる方向の選択をさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、先ほどセンターのところの業務内容が変わってくるということで、例えば具体的な委託業務とかが変わってくるということですが、先ほど言ったように、一定委託が減少することによって、例えばこれは財政的にはどれぐらいの影響を与えるというようなことは分かりますか。

○環境整備課長（松村豊範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○環境整備課長（松村豊範） ただいまの質問でございますけれども、財政効果といったことでございます。

可燃ごみ、広域に参加に伴いまして9種類の委託業務が減少ということで、今現在、現時点なんですけれども、試算しております。

予算規模なんですけれども、1,700万円程度の減少によるものというふうに考えているところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、今回こちらが、センターのほうが一応機能が縮小されることと同時に、逆に広域のほうに行くということも含めて、そういう委託関係とか含めて、契約の見直しだったりとか、いろんなことされなんといかんとするんですが、それらのことは、来年度ぐらいのところでやるということになるんでしょうか。

○環境整備課長（松村豊範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 松村課長。

○環境整備課長（松村豊範） 議員おっしゃるとおり、来年度あたりで執行するといった予定でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） あと最後に、最後というか、さっきの安全性の問題、一個抜けていたんですが、とにかくあの辺りというのは5メートルぐらいつかるというハザードマップ上となっております。特に5メートル盛土をすることによって、理屈的には大丈夫かなという話になるんですけども、ただ一方で、搬送径路のところの川のやぶとか横通って、西名阪下くぐって、今度は道から入れるというふうになりそうですが、くぐる辺りも5メートルつかるとエリアにハザードマップ上はなるんですね、岡崎川からこっち来るところがね。あそこも危険性はらんでいるんじゃないかということで以前も言いましたが、そんなことあたりも含めて検討はされていますか。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○環境対策課長（内野悦規） 西名阪の高速道路の下を通るアンダーパスの部分でございますが、大型車を通行できるように高さを確保するため、現況より道路を掘り下げる予定をしておるといってございます。

ただし、当該箇所、アンダーパスの下側の道路部分については、これまで水つきが生じていない箇所であるということでございますので、問題がないと考えているということで組合から伺っているところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ここでこだわっているのは、やはりいざ稼働したところで、ただし、どんな大雨降るかというのは想定外もあると、難しい状況ですが、それやっても大丈夫、今までなかったということで、当初は1.5メートル盛土ぐらいでええやろと思っただのと同様な形で、あの下掘ったら余計に、当然たくさんに高さがあるから、余計にたまりますが、今までなかったからということでの対応ということは非常に、もしかしたら禍根残すかもしれないということになります。

そういう点では、この工事を進捗するに当たっては、ぜひそのあたりはしっかりと意見反映をさせながら、安定した仕組みとして使えるように、そういう点では、ぜひ考えていただきたいと思います。

あと追加で、先ほどごみ収集の在り方もこの機会に変えるということについてなんですが、先ほど来ありますように、高齢化対応とか含めた、また、まごころ収集など、ごみ収集に当たって、もうちょっと身近な取組を前進させてほしいと思うんですが、そのあたりは、今は検討しないというのは、費用がかかるからということですか。

○環境整備課長（松村豊範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○環境整備課長（松村豊範） 今現時点におきましては、費用が増大になるといったのが主な課題ということでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひ、これ自身は確かに一つのきっかけとしてですけども、新たな収集方法も変わるという、こういう中でごみの減量の問題、当然これ、SDGsの取組の一環にもなると思いますが、同時に高齢化の中で、やっぱり出しやすい環境だったり、みんなが安心して暮らせる、支えるような仕組みとして、ぜひそういうことも含めて検討し直し、進めていただきたいと思います。これを強く求めておきたいと思っております。

続けて、ほな、次、行きます。

議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 2番目の財政運営について伺います。

先ほど事業見直しの件については担当課長のほうから午前中、それ以前の質問の中にもありましたが、三小の件については継続するというふうなことで、町長のほうからも表明をされていたところですが、全体としては、町長として言われた改革及びしがらみのないことを進めていきたいということでは、改めて全体の行政の中で今年度、もしくは今後を含めて見直そうとしているようなことはないのでしょうか、今は。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） まだ今年度でやる計画はございません。

各財政見直しは、今やっておりますけれども、今ご報告できるような成果はございません。
来年度に向けてしっかり取組をできるようにしていきたいと考えています。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 先ほど旧三小跡地の活用については、公民館の耐震は一定の診断も行ってという、47万ほど使ってやったということやったんですが、これはちょっと細かいあれですが、もしやるときには、もしかしたら補正でも組むんかなと思ったりしていたんですが、実際これは予算はどういう形で執行されたんですか。47万4,100円は当初予算にはなかったと思うんですが。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○財政課長（松本武彦） こちら、診断につきましては生涯学習課の執行残を活用して、そのまま実行させていただいております。

○6番（坂本博道） ちょっとすみません。

議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 生涯学習課の……公民館のエリアの予算ということですか。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○財政課長（松本武彦） すみません。言葉足らずで申し訳ないです。

中央公民館につきましては、生涯学習課が管理費と予算を確保しておりますので、そちらに配当された予算の中で執行しているというところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう上で、今年度予算の状況と今後の改めて確認も含めてやりたいんですが、ということは、今年度の予算の執行に当たっては、確かに三小関係では二期工事の関係で、前払いということで2億8,000万円余りが当初管理費及び起債含めて予算化されていたと思うんですけれども、これらも全て、だから執行するということで、起債も含めて執行するということでよろしいですか。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○財政課長（松本武彦） 現在二期工事 9月から、これから、これを機に再開ということですので、予定どおり執行するという前提で進めていくということになります。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、財源問題としては、先ほどの西大和の配水池跡地の売却を6,700万円予算から削るということは、補正に今回入っていますけれども、そういう点と含めて、財政調整基金などの積立てとか含めてありますが、調整基金は今回の補正予算を行ったら幾らぐらいになるのでしょうか。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○財政課長（松本武彦） すみません。財政調整基金の残高ということでございます。

9月の補正予算に計上させていただいていますが、まず財政調整基金からの一般会計への繰入れ、要は基金の取崩しについては2億8,889万4,000円の減額補正、あわせて歳出予算といたしまして、今度は基金への積立てというところで1,759万2,000円を予算計上させていただいておるところでございます。基金の残高の見込みといたしましては、9億8,511万5,106円というところが現時点での見込額となっております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、今年度予算の運用については、基金から崩して予算を確保しようということだったんですけれども、当然3年間の公債費の増などもありましたが、それをせずに、戻してでも、結局、今回交付税や、そしてまた繰越金や含めてあったということで、そういう点では基金崩さんでも運営できそうだという、現時点ではなっているというふうに見たらよろしいでしょうか。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○財政課長（松本武彦） そのとおりでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、ただし、今後どう変えていきたいかというあたりは、ま

だある意味では、ちょっとよく見えないところが確かにありますが、本年度については、従来の予算どおりの執行で進めていくというのが全体のところやとは確認しておきたいと思います。その上で、今後の財政健全化ということで、県の協定等を行われて、副町長も来られてということになりました。

それでは、そのときの目標についてですが、さっきなかったんですが、いわゆる基本的な実質公債費比率とか将来負担比率について下げようということといえば、借金の元金そのものを減らしていくことを取り組もうということがその中にあるという理解でよろしいのでしょうか。また、その元金を減らすためには、一般的にはどういう方法があるかというようなことをさっき聞きましたが、これはちょっと、もしあれでしたら副町長とか、これからということはあるかもしれませんが、検討されていたら答弁願えたらと思います。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） ただいま議員から質問いただきましたのは、借金を減らすというところでございますけれども、議員お述べのとおり、財政健全化のためには、一つ、起債の残高を減らす必要があると考えております。その手法でございますけれども、主に起債の償還について繰り上げて償還するという方法が一つ有力な手法ではないかなと考えているところがございます。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かに繰り上げて償還するか、もしくは新たな起債を起ささないかということであると思うんですが、そういうことも含めて、というのは、起ささないというのは今考えている事業を、逆に言えば見直したりしようということにもなってくると思うんですが、今の健全化計画のところ、先ほど起債としては、幾つかの項目が予算、以前資料としていただいておりますけれども、それらについては今の段階、これからかもしれませんが、一定触らずにということを考えているのでしょうか。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○財政課長（松本武彦） すみません。まず、健全化計画でございますが、令和4年3月に更新を行ったもの、こちらのベースで現在も考えております。

ただ、当然見直しすべきところというのは出てくるかと思しますので、今後そういった必要があれば、この計画自体は見直していくというところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その上で、数字的に協定のところで説明でも出されていたんですが、ただ、この基になる健全化計画の数字なんですけれども、昨年12月に広報のほうで、一応見直しをしたいということで表示されております、この計画について。実績も踏まえてやと思うんですが、こちらのほうをベースにするということではなくて、当初の計画は数字だということになっているんでしょうか。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○財政課長（松本武彦） 昨年12月の広報というのは、収支見通しであったりとか、そういった部分の資料ではないかと思えます。そちらにつきましては、直近の実績をベースに、新たに数字を計上し直したというようなものになっております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、このときの広報の説明では、令和3年3月の健全化計画の策定時から更新しましたと、財政指標との見通しについて。更新したということで、下のほうに実質公債費比率や将来負担比率や経常収支比率も以前と違う数字で既に記載されているんですが、これは生きているというわけではないんですか。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○財政課長（松本武彦） すみません。まず、健全化計画はあくまでも健全化計画としてあるもので、実際のこちらの広報に掲載している見通しにつきましては、直近の実績をベースに将来像を計上し直したというような内容となっております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） というのは、その見直したという、更新したという数字でいえば、将来負担比率とかについていうと、逆に当初の予定よりも、それこそ10ポイントぐらい下がっているんです、既に。だから、5ポイント下げようというのは、目標と言え、今見直された

数字でいえば、もう既に十分達成しているような数字になっています。それとの関係では、どう見るのかということ。要するに今の時点で、多分副町長中心に見直されるかもしれませんが、そういうぐらいのものなのか。逆に、実質公債費比率のほうは上がっています、当初の案よりも。だから、これ最高で19.9までいくような、令和7年、そういう数字になっているんですが、今度の協定でいくと、目標というのは、そういう意味ではどれがベースだということと考えたらいいのでしょうか。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） すみません。今の件なんですけれども、あくまでも県との協定につきましては、議員おっしゃっているように、2年度の健全化計画をベースにという形で、そこから例えば5ポイント下げなさいとかという形の協定になっております。

今言っている部分というのは毎年収支見通し、当然健全化計画をつくった時点から内容のほうも実施している部分とか、あと額に変更があった部分というのも反映させながら収支見通しをつくっていると。そのベースで比率を出したものが今言っている部分ということになっております。だから、あくまでも県のおっしゃっている分という部分になりましたら、健全化計画との比較というようなところで見ることになります。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） こういうことを言っているのは、やっぱり健全化と言いながらも、そのことが住民に対する様々な影響、サービスの低下であったり含めて、そういうことにもなりかねないので、数字的に判断すれば、正確にというか、どれをベースだということをやっぱり明確でないといかんと思うんです。

そういう意味で言うたら、先ほど言いましたが、去年12月に見直したという数字から見れば、今の時点での残高とかいろいろ見て、それと、基金が特に増えたので、その影響は大きいと思うんですが、将来負担比率なんかでしたら、それこそピークのところでいえば、もう10ポイント以上も減りますという、初めの基準よりはというようなことになっております。

ただ一方で、実質公債費比率というのは、逆にポイント上がっているんで、ここを下げるとどうするか。そういうことになってくると思うんですが、そういう意味で言ったら、正確なことをベースに住民にも訴えんといかんと思うんですが、そこはどう思われるのでしょうか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

今おっしゃってございました比率が12月には下がっている。これはあくまで3年間据置きをされた、3年間ストップをされた財政指数、借入れを止められた部分が大きな原因やと思います。

実質、今年度・来年度の比率はだんだん上がってくると思いますけれども、やはり3年間据え置かれた財政の部分が地方交付税で戻ってきて、それが比率を下げていると思っているんですけれども、もし、すみません、間違いであれば担当者に答えさせます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 先にあれですが、ただ、将来負担比率とかというのは、3年間据置きとかは元金ですので関係ないです。

ですから、そういう意味で言ったら、この分が今変わっているのは、分母は標準財政規模ですから、あまり変わらんとしても、直近が意外と増えているようなこともあるんで、そういう意味で言ったら、現在の財政状況というのは今よくはなっている。

ただし、据え置いた分の返済が今年から始まっていますから、公債費比率のほうは上がっていくだろうということなんです、それが逆に予定よりもさらに上がる。その背景には、1つは、県から1億9,000万円借りましたね。だから、これ自身は繰上償還したんですけれども、長いスパンで見たら、終わっているやつを残したというふうになったりしています。それで見たときには、そういう組み合わせもあるわけなんで、だから、それで言ったら、正確に今の状況はこうなんだということの上で、こういう見直しをしようと言わんといかんと思うんですが、その辺の基準に対する、ちょっと協定にある評価を変える必要があるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） すみません。先ほど、僕、申し上げましたのは、あくまでも県との協定という意味でのことで申し上げさせていただきました。

議員おっしゃっているように、実際に直近の部分でいいましたら、去年12月頃に広報で出させていただきました収支見通しの部分が一番直近の数値ということになります。

ですんで、どうしていくかという、今はどうなっているんだというところの部分について

は、それをベースに考えなければいけないというところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それはそのほうがいいと思っています。

というのは、もともとは経常収支比率で5%下げるということでなってきましたが、しかし、それに振り回されるというんじゃなくて、実際は計画の中でまだ行っていないようなことを含めてあるわけやから、その時点時点で、やっぱりどうなってきたかという見通しを出して、逆に言えば、例えば一番考えているのは、公共施設の再編の中の問題とか含めて、今予算入っていますけれども、それを見直してでも行けるような計画とはならないかというようなことは訴えています。そういうことも含めて、正確にやろうと思うたら、やっぱり今の時点で、こういう見通しだということに基づいて、これから立てる計画は余計せんといかんのとちゃうかと思うんですが、ちょっとその辺の認識といたら、どうでしょう。副町長、今現状把握をしているということですが、そういう数字もあるというのはご存じですか。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 今議員からも質問ありましたが、当初、令和4年3月に計画を策定以降、現時点の最新の数字に置き換えたというのは、また別の数字が存在するというのは承知しております。

一方で、ちょっと話が混乱しかかっておりましたが、県との協定に関しましては、当初の令和4年3月時点での計画との比較になっております。

その時点、聞いておられる方、住民の方等に混乱がもし生じておられるようでしたら、ちょっとそういうことのないように適宜情報の発信に努めていく必要があるのかなと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そのことを言っているのは、先ほど言いましたが、やっぱり見直しのためと言いつつも、それが住民生活とかサービスとかに関わってくるやつもあるわけなので、そういう意味で言ったら、今の現状の数字、だから、将来負担比率も言われている計画からいうたら、今の時点での見通しからいけば、十分実は達成してるやないかと、達成する見通しだということと言えるやん。そうすると、対応策は本来どう考えるか出てくると思う

んです。そういう意味では、やはり現状をしっかりと見て対応する必要があるんじゃないかと思っています。

それともう一点、地方債のいわゆる繰上償還も考えていく必要があるだろうということなんですが、この件については以前も質問したことがあります。残念ながら、そのときは南都銀行との念書があって、その月は借りたやつの返済を期限短かしようと思ったら、ある意味で言うたら違約金を取られると、それもあるんでなかなか難しいんだというようなことがありましたが、それは、そういう現状は変わっていないですか。これは上村部長だと思いますけれども。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） 公的資金もそうですけれども、金融機関南都銀行につきましては、繰上償還する場合には違約金が発生すると。ほぼほぼですけれども、今後通常どおり返していくのと同じぐらいの利息を違約金として払わなければいけないというようなことが発生します。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員、あと5分ですので、お願いしておきます。

坂本議員。

○6番（坂本博道） はい。

そういう意味では、確かに残高は減らしつつというのは、一定必要なところもあると思うんです。ただ、要は、あとは多分調整基金の活用とかどうするかということになってくると思うので、そういう意味で言ったら、先ほど言ったように数字の言う点で見たときには、やっぱりそこは数字として見ながらもですが、そこは、それにあまり振り回されるということにならないほうがいいんじゃないかというのが一番の思いです。

そういう意味も含めて、最後に財政健全化計画の見直しの件ですが、今の時点では見直さないということによろしいですか。

というのは、もう一つは、さっきの公共施設などの休止も一応今のプランの中に入っておりますが、これを含めて、やるという前提での今数字なんですけれども、町長は6月の委員会のときにも、例えばまほろばホールにつきましては、残すためにどうしたらいいかいう、まず検討をしながら、その上で方向を出したいというようなことです。そういうことを含めて言ったら、やっぱりプランのところからも見直しをすべきではないかと思ったりしている

んですが、そういう考えはないでしょうか。これはちょっと町長のほうでもしありましたら。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 大変申し訳ございません。坂本議員の質問にお答えいたします。

今後の財政見通しについてしっかりと検討しながら、住民の方々にご負担がかからないように進めてまいりたいと思います。検討してまいりたいと思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点で、ぜひ住民のサービスや、それからいろいろな問題も含めて、確かに財源どうするかというのは、これから難しいことがあります。

しかし、そういうことをしっかり考えるという点では、数字そのものについては、これはちょっとリアルですけれども、同時にそれに振り回されるというじゃない形でぜひ進めていただきたいと思っているところです。今後また推移を見て、ただしていきたいと思います。

3点目は、国保の件です。これは実は6月議会でも取り上げました。

そういう点では、何度かあります。しかし、来年度値上げするということと、時期的にやっばり来年度予算の関係もありますから、この時期に改めて強く言いたいということでした。

そういう点で、まずは町民の生活状況とか実情のところ、物価高やいろんな中で、値上げについては非常に大変だということについて思うんですが、そういうことについては、ちょっとこれは広いですが、町長のほうはどう思われますか。どういう認識されていますか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

私も大変大きな負担がかかると考えますけれども、やはり周辺の協議を踏まえた上で、町単独でできることは押さえていきたいと思うんですけれども、この国保に関しましては、やはり周辺とまた県・国としっかりと様子見ながら、できるだけ上がらないように、高負担にならないように努力をしていきたいと考えています。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、これも前回も言っておりますけれども、今国保財政が

非常に厳しくて来年上げるのかというたら、確かに厳しい側面もありますけれども、決して今上げなければいけないという状況ではないと思います。

というのは、そうやって上げる率が、さっきも言いましたように大体1割ぐらいの値上げになります。そういう点ではこの時期に、厳しい中で今上げるかというのが一番の思いなんです。明らかにやっぱり根拠が県に合わすためだということなんです。

ただ、現時点で奈良県全体の到達状況、今の時点でちょっと自分なりに出してみたんですが、県の基準に全て合わせている自治体は、今のところまだ4つなんです。あとのところは、基本的には、逆にちょっと下げんといかんところがあります、医療分については。ただ、あとは大体全部上げんといかん。そういうことを今年度うちみたいに3月議会中心に多分やると思うんですけども、そういうことを全部そろっていけるんか、またそういうやり方がええのかというのを非常に思います。そういう点でいうたら、住民の暮らしや何か考えたときに、そういう意味での値上げというのはやっぱり見直すべきではないか。

それと同時に、均等割のことを個別で言いますけれども、これは、さっき言うたところは、もうちょっと大きいと思うんですが、赤ちゃんから全部該当します。今はあそこは半分、就学前までは減らされ、かつ今度今補正予算出ていますけれども、産前産後の一定の免除みたいなのが出てきております。そういう点では独自に考えてほしいということをぜひ訴えて、それを集まりのときにも言うてほしいと思うんですが、そういう位置づけで考えたときにも、町長、どうでしょうかね。本当にそういう場で言うということは必要かと思うんですが。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） また国保の審議会に参加したときに、しっかりと議論をできるようにお話をさせていただきますし、また坂本議員のおっしゃったこと、しっかりと訴えさせてもらいたいと思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員、あと2分です。

○6番（坂本博道） はい。そういう点では、この問題というのは、何か本当に決まっているからやるというだけで、さっき言ったように財政運営とか国保の運営上、ここで上げなければ県全体が回らないというわけでは絶対ありません。また、助け合いという部分も機能しています。河合町も交付金を補正でもらう、かつ結局はそういう形でやりくりできています。そういう点で言うたら、今やらなければいけないというわけでは、本当はないと思いますの

で、そういう点ではちょっとあまりにも強引なやり方なので、ちょっとそこはぜひ協議願いたいと思います。

最後に、バリアフリーの件ですが、先ほどまだ進捗していないと思います。ぜひ一步前進させるということでは、今年、また、どこまで何かしたいということについて、そういう点ではないでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 先ほども申し上げましたとおり、事業主体というのは鉄道事業者ということになりますので、やはり鉄道事業者がバリアフリー化、まだ3,000人以上の、国が示す目標2,000人にはなったんですけども、3,000人以上の乗降客数がある駅についてもバリアフリー化がまだ終わっていないという状況にありますので、鉄道事業者がバリアフリー化を佐味田川駅でもできるようになれば、一緒に周辺整備併せて検討していきたいというふうに考えております。

今年度、来年度につきましては、町長先ほど申し上げたとおり、政策の中でそういったことを盛り込んでいくことになろうかと考えております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員、あと1分です。

○6番（坂本博道） そういう点では、やっぱり何か具体的に進む。特にぜひ改めて要望していただいて、それで、いつ頃まではできそうやというような、また準備としてこういう方法はないものかという、そこらの検討をぜひ年度内のところで進めてほしいと思うんですが、改めてどうでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） そうですね、繰り返しになるんですけども、やはり事業主体の鉄道事業者がうまくバリアフリー化を進めるということでない限りは、駅のバリアフリー化は進んでいかないと考えています。

ただ、冒頭で申し上げたとおり、鉄道事業者に対しましては、町のほうから早く進めてほしいというのを引き続き申し入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひ町長も、さっき活性化の中でと言うてましたが、それだけでなく、今進めながら、それも含めて準備していただきたいということを訴えて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（疋田俊文） これにて坂本議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りいたします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 大 西 孝 幸

署 名 議 員 馬 場 千 恵 子